

坂祝町第 7 次総合計画 (案)

令和 3 年 3 月

令和 8 年 3 月

改訂

坂祝町

はじめに（仮）

坂祝町では、令和３年度から令和１２年度までを計画期間とする「坂祝町第７次総合計画」に基づき、町民の皆さまや各団体、事業者と共に、安心して活力あるまちづくりを進めてまいりました。

この間、子育て支援や福祉、防災、地域産業の振興など、多くの分野で着実な成果を上げることができましたが、人口減少や少子高齢化、自然災害、デジタル化など、私たちを取り巻く環境は多く変化しています。

こうした変化に的確に対応し、将来にわたって坂祝町が暮らしやすく誇れる町であり続けるため、今回、中間見直しを行いました。本計画を道しるべとして、限られた資源を効果的に活用し、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年３月

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

目 次

序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格と役割.....	3
3 計画の構成と期間.....	4
4 計画の推進体制.....	5
第2章 坂祝町の現状と動向.....	6
1 位置と地勢	6
2 人口と世帯	7
3 就業構造	8
4 アンケート調査結果.....	9
第3章 時代の潮流	12
1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来.....	12
2 環境問題への対応.....	12
3 安全・安心意識の高まり.....	12
4 情報通信技術（ICT）の進展.....	12
5 ライフスタイルの多様化.....	13
6 地方創生の推進.....	13
7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	13
第4章 まちづくりの主要な課題.....	14
1 明日を担うこどもたちの育成と生涯学習環境の形成.....	14
2 高齢者福祉・子育て支援体制の充実.....	14
3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興.....	14
4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進.....	15
5 便利で快適なまちづくりの推進.....	15
6 行財政改革の推進と協働体制の確立.....	15
基本構想	17
第1章 坂祝町の将来像.....	19
第2章 人口の見通し.....	20
第3章 基本目標	21
基本目標1 豊かな心を育む教育・文化のまち.....	22
基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち.....	22
基本目標3 活力ある産業のまち.....	22
基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち.....	22
基本目標5 快適で便利なまち.....	22

基本目標 6 みんなが主役の協働のまち.....	23
戦略プロジェクト	25
第1章 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）	27
1 戦略プロジェクトの設定.....	27
2 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）	28
基本計画	31
基本目標 1 豊かな心を育む教育・文化のまち.....	33
1 学校教育	33
2 社会教育	36
3 青少年健全育成.....	38
4 文化芸術・文化財.....	40
5 社会体育	41
基本目標 2 健康で安心して暮らせる福祉のまち.....	43
1 子育て支援	43
2 保健・医療	45
3 高齢者福祉	47
4 障がい者福祉.....	49
5 地域福祉・社会保障.....	51
基本目標 3 活力ある産業のまち.....	53
1 農業	53
2 商工業	55
3 観光	56
基本目標 4 安全・安心でやすらぎのあるまち.....	57
1 環境・景観	57
2 廃棄物対策	59
3 消防・防災・救急.....	61
4 防犯・交通安全.....	63
基本目標 5 快適で便利なまち.....	65
1 道路・公共交通.....	65
2 住宅、移住・定住.....	67
3 上水道・下水道.....	68
基本目標 6 みんなが主役の協働のまち.....	70
1 地域間交流・多文化共生.....	70
2 人権尊重・男女共同参画.....	72
3 コミュニティ.....	73
4 住民参画・協働.....	74
5 行政運営	75
6 財政運営	77

7 人材育成	78
資料編	80
坂祝町第7次総合計画中間見直しの経過.....	82
坂祝町総合計画審議会委員名簿.....	83

序論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成28年3月に「坂祝町第6次総合計画」を策定し、「暮らしたい 訪れたい 魅力あふれるまち さかほぎ」を将来像として掲げ、住民とともに様々な取り組みを積極的に推進し、本町の発展と一体感の醸成に向けて、住民生活の全分野にわたる多くの施策を進めてきました。

しかし、この間、急速に進行する人口減少と少子高齢化への対応、大規模災害の発生や新しい感染症による安全・安心に対する不安の高まり、情報通信技術の一層の進展、さらには、地方創生^{※1}の時代の到来等、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような背景のもと、今後10年間のまちづくりの方向性とその実現に向けた取り組みを明らかにし、すべての住民にわかりやすい新たなまちづくりの指針として、「坂祝町第7次総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と役割

「総合計画」は、まちづくりのすべての分野における行政経営の基本となる“最上位計画”であり、総合的かつ計画的な行政経営を進めていくための指針となります。

本計画は、このような位置付けを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すとともに、次のような役割を持ちます。

行政経営の基本的な指針	
	地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって活力と魅力ある坂祝町をつくり、持続していくため、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政経営の基本的な指針となるものです。
参画・協働のまちづくりを進めるための共通の目標	
	今後のまちづくりの方向性や必要な取り組みを住民と行政が共有し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働するまちづくりの共通の目標となるものです。
広域行政に対する連携の基礎	
	国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整し、反映させていく連携の基礎となるものです。

^{※1} 地方創生：人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくりだすこと。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。「基本計画」は、令和7年度中に見直しを行います。

また、「実施計画」は、財政状況を勘案しながら、毎年度、見直して策定します。

(1) 基本構想

本町の総合的かつ計画的な行財政運営を図るための基本的な指針であって、本町が目指すべき将来像とこれを実現するための基本目標を示すものです。

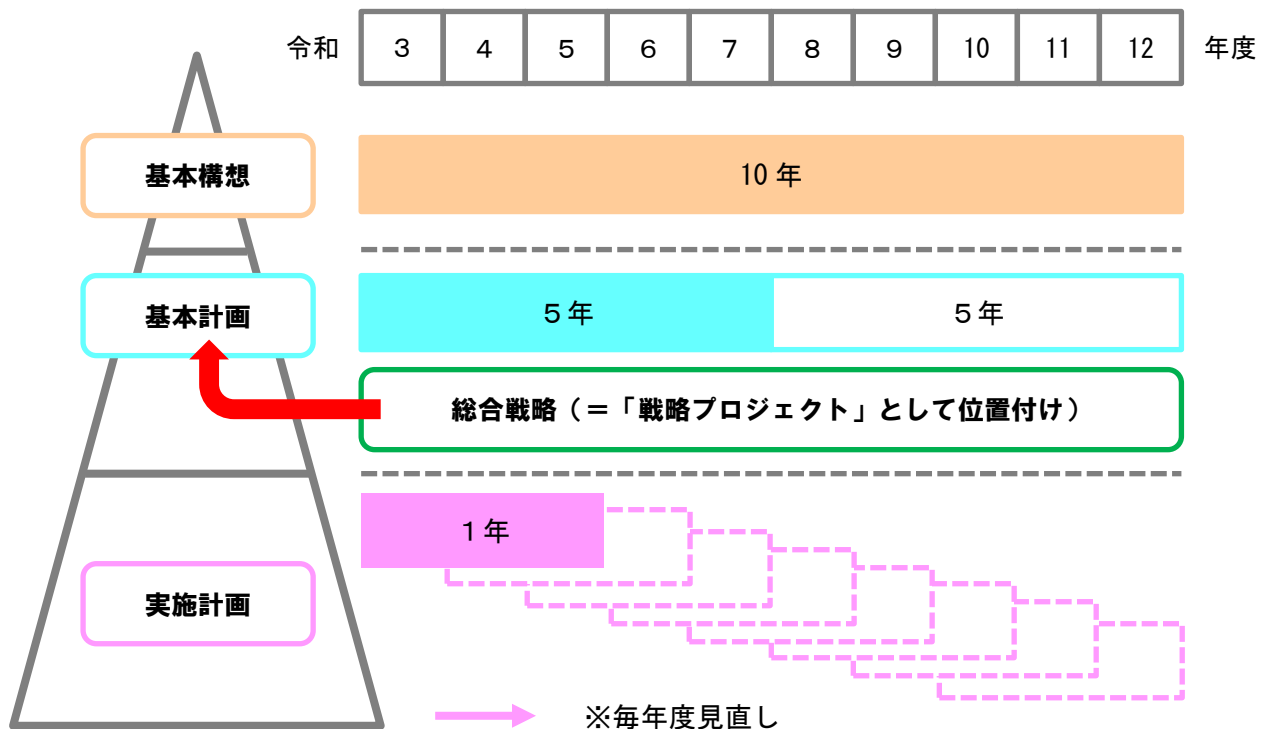
(2) 基本計画

基本構想に基づき、その実現を図るために推進すべき施策や目標指標等を体系的に示すものです。

また、人口減少対策に注力して取り組む施策を戦略プロジェクトとして設定します。

(3) 実施計画

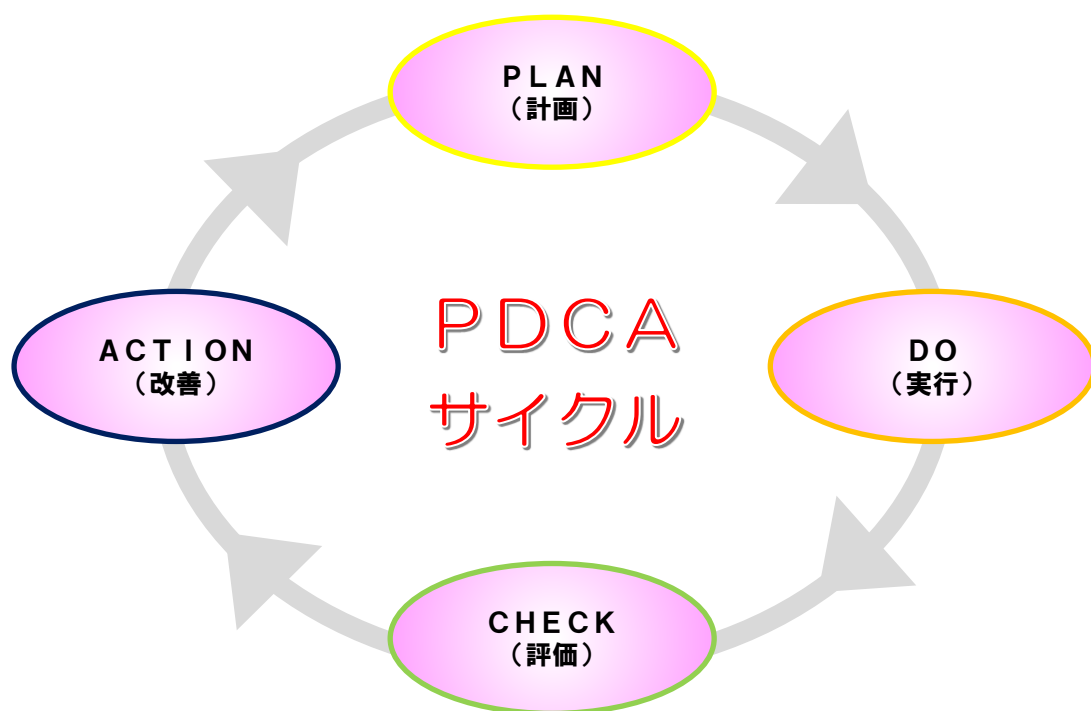
基本計画に掲げた施策に基づき、具体的な事業を示すことにより、実施する内容を明らかにするものです（本冊子には掲載していません）。



4 計画の推進体制

本計画は、基本計画に掲げる各施策の目標指標について、毎年度、PDCA サイクル^{※2}による検証を行うことにより、継続的な改善・向上につなげるとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、実施計画については、毎年度、各担当課による見直しを行い、事務事業の進捗状況の確認を行います。



^{※2} PDCA サイクル：事業の管理を円滑に進めるための手法の1つ。Plan-Do-Check-Action という事業活動の「計画」「実行」「評価」「改善」サイクルを示す。

第2章 坂祝町の現状と動向

1 位置と地勢

本町は、加茂郡の西南、岐阜県の中南部に位置しています。5つの市に囲まれており、北と東は美濃加茂市、西は関市及び各務原市、南は木曽川を挟んで可児市及び愛知県犬山市に接しています。東西に4.9km、南北に4.3km、面積12.87km²の小さな町です。

本町の地形は、中央部を郷部山丘陵が占め、それを取り囲むように平野部が広がっています。西部には、城山などの急峻な山地が連なっています。

交通では、町の南部を県道207号とJR高山本線が木曽川に沿って東西を貫いています。各務原市から国道21号坂祝バイパスが通り、北部の国道248号バイパスにつながっています。西部には県道346号富加坂祝線、県道367号勝山山田線が通っています。

本町の中央南部は、JR高山本線坂祝駅周辺で、町役場などが立地しています。東部は、酒倉地区において工場が複数立地し、工業地域となっています。北部は、平坦地に農地が広がっていますが、今後は、国道248号バイパス沿線に商業施設の立地が見込まれるため、人の出入りが多くなることが予想されます。また、北東部には、加茂山団地があり、まとまった住宅地が広がっています。西部は、本町のシンボルである猿啄城跡を有する森林地域となっており、麓には農地や住宅地が広がっています。南部を流れる名勝木曽川は、飛騨木曽川国定公園に指定され、「日本ライン」と呼ばれています。



2 人口と世帯

本町の人口の推移をみると、国勢調査では、平成 27 年の総人口は 8,202 人でしたが、令和 2 年の総人口は 8,071 人となっており、この 5 年間でも減少していることがわかります。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にある一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあるのには変わりはありません。

令和 2 年の高齢化率は 28.0%と、全国平均（28.6%）や岐阜県平均（30.6%）を下回り、平成 27 年に比べて高齢化のスピードが速くなっています。一方、年少人口比率は 13.0%で横ばい傾向ですが、今後低下すると予測されます。

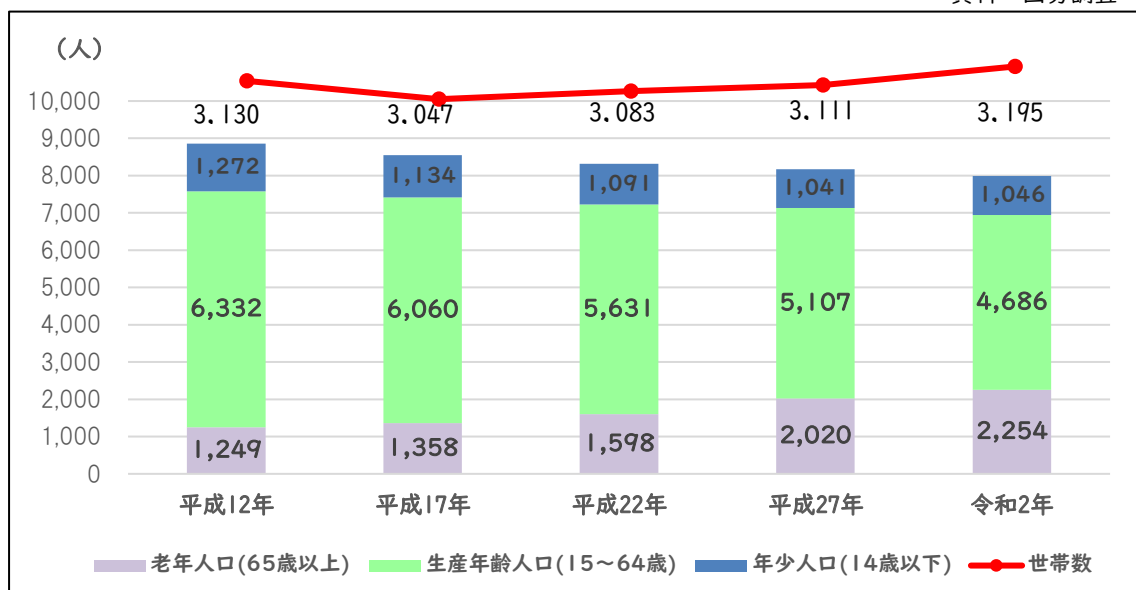
世帯数は、平成 27 年から比べると増加傾向にあります。1 世帯あたりの人数は 2.52 人と減少傾向となっており、本町においても定住促進が急務です。

年		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
項目						
総人口（人）		8,853	8,552	8,361	8,202	8,071
年少人口 （14 歳以下）	人数（人）	1,272	1,134	1,091	1,041	1,046
	構成比率（%）	14.4	13.3	13.0	12.7	13.0
生産年齢人口 （15～64 歳以下）	人数（人）	6,332	6,060	5,631	5,107	4,686
	構成比率（%）	71.5	70.9	67.3	62.3	58.0
老年人口 （65 歳以上）	人数（人）	1,249	1,358	1,598	2,020	2,254
	構成比率（%）	14.1	15.9	19.1	24.6	28.0
世帯数（世帯）		3,130	3,047	3,083	3,111	3,195
1 世帯あたり人数（人）		2.83	2.81	2.71	2.64	2.52

参考：令和 6 年 10 月 1 日時点 人口 8,150 人 世帯数 3,445 世帯 1 世帯あたり人数 2.37 人

注：総人口には年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なります。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合があります。

資料：国勢調査



3 就業構造

令和 2 年の国勢調査における本町の就業者総数は 4,137 人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

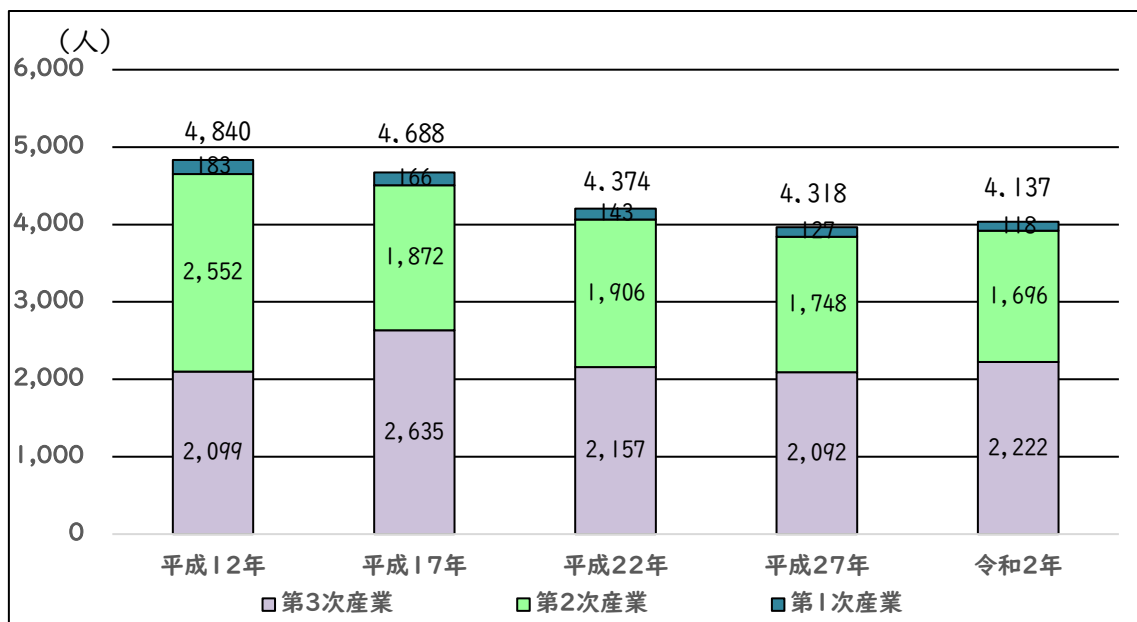
平成 27 年に比べて産業別では、第 1 次産業・第 2 次産業の就業人口は大幅な減少は見られませんでした。

第 3 次産業の就業人口は、大幅に増加しています。

項目 \ 年		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就業者総数 (人)		4,840	4,688	4,374	4,318	4,137
第 1 次産業	就業者数 (人)	183	166	143	127	118
	構成比率 (%)	3.8	3.5	3.3	2.9	2.9
第 2 次産業	就業者数 (人)	2,552	1,872	1,906	1,748	1,696
	構成比率 (%)	52.7	39.9	43.6	40.5	41.0
第 3 次産業	就業者数 (人)	2,099	2,635	2,157	2,092	2,222
	構成比率 (%)	43.4	56.2	49.3	48.4	53.7
分類不能	就業者数 (人)	6	15	168	351	101
	構成比率 (%)	0.1	0.3	3.8	8.1	2.4
就業率 (%)		54.7	54.8	52.3	52.6	51.2

注：端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合があります。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

4 アンケート調査結果

本町の住民や企業等の状況や意向を把握するため、令和2年1月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要は、次のとおりです。

種類	概要
住民アンケート	・18歳以上の町民1,500人を対象に実施（回収率37.9%）。 ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。
転出者アンケート	・過去に坂祝町から転出された方100人を対象に実施（回収率16.0%） ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。
企業アンケート	・町内の企業50社を対象に実施（回収率44.0%） ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。

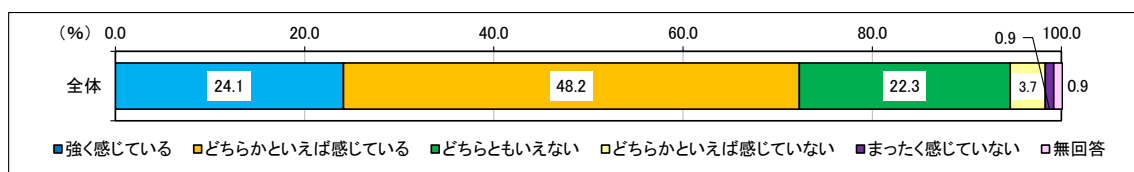
注：以降の分析結果では、比率は百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出していることから、各回答の合計比率が100％にならない場合があります。

（1） 住民アンケート結果

① 町への愛着度

坂祝町に“愛着を感じている”が72.3%、“愛着を感じていない”が4.6%と、住民のまちへの愛着度の高さが伺えます。

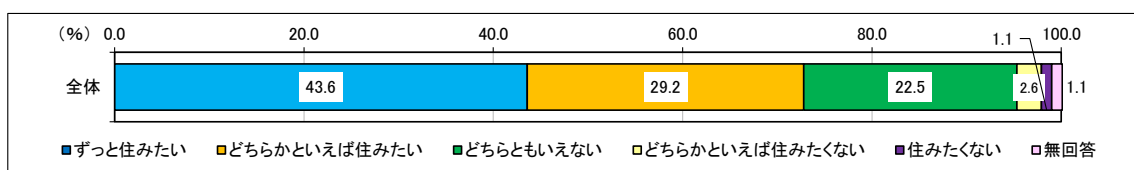
“愛着を感じている”と答えた人を年齢でみると、70代以上が81.3%と最も高く、概ね年齢が上がるにつれ、上昇していく傾向にあります。



② 定住意向

今後も坂祝町に“住みたい”が72.8%、“住みたくない”が3.7%と、愛着度と同様に、住民の定住意向の高さが伺えます。

“住みたい”と答えた人を年齢でみると、70代以上が87.0%と最も高く、概ね年齢が上がるにつれ、上昇していく傾向にある一方、18歳～20代では35.9%と他の世代に比べ低くなっています。



③ 町の各分野に関する満足度と重要度

第6次総合計画における町の施策の満足度と重要度は、次のような結果となっています。

	満足度が高い項目	満足度が低い項目
第1位	消防・防災対策の充実	地元商店の活性化
第2位	健康診断の受診しやすさ	坂祝町らしい店舗・商品の充実
第3位	河川の整備	特産品のPRによる町のイメージづくり
第4位	雨水排水対策	公園の整備
第5位	ごみ収集体系の整備	観光資源の活用・発掘

	重要度が高い項目	重要度が低い項目
第1位	消防・防災対策の充実	屋外広告物や看板等のデザインの統一
第2位	雨水排水対策	観光客のニーズの把握
第3位	防犯対策の充実	坂祝町らしい店舗・商品の充実
第4位	交通安全対策の充実	デマンドタクシーの整備
第5位	河川の整備	地元商店の活性化

④ 求められる施策

上記の満足度と重要度の分析を踏まえ、今後、本町が優先的に取り組むべき施策を把握するため、満足度評価と重要度評価の相関をみると、次の施策が優先度の高い項目となっています。

第6次総合計画の基本目標	優先度の高い項目
基本目標1 安全で住みやすいまちについて	・公園や緑地など、身近な緑の保全 ・ごみの不法投棄対策 ・道路の整備
基本目標4 活動と交流が盛んなまちについて	・雇用の場の確保など、勤労者対策の充実
基本目標5 誰もが主役のまちについて	・行政への町民意向の反映 ・行政情報のわかりやすい提供

(2) 転出者アンケート

本町で特に住みやすいと感じた点と特に住みにくいと感じた点は、次のような結果となっています。

	特に住みやすいと感じた点	特に住みにくいと感じた点
第1位	わからない・特にない	職場が遠い、仕事が少ない
第2位	公園や自然環境	道路・交通機関が不便
第3位	道路・交通機関	まちが寂しい
第4位	近所のつきあい、地域活動の活発さ	公園や自然環境が少ない
第5位	職場が近い、仕事が多い	防犯・防災体制が不十分
		わからない・特にない

(3) 企業アンケート

本町において、今後、重点的に取り組む必要がある施策は、次のような結果となっています。

	重点的に取り組む必要がある施策
第1位	子育て支援・子育て環境の充実
第2位	災害に強いまちづくり（防災、避難など）
第3位	生活道路（町道など）の整備・改良
	企業誘致の推進
第5位	雇用の確保、就業に関する支援

第3章 時代の潮流

本町を取り巻く社会経済環境は、様々な面で大きく変化しています。
本計画策定にあたり留意すべき時代の潮流について、次のとおり整理しました。

1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

国の人口は平成20年をピーク（12,808万人）に減少局面に入っており、人口減少・少子高齢化が加速化しています。特に高齢者の単独世帯の増加や無居住地域の拡大も顕著になっています。

こうした状況下では、人口減少の抑制とともに、人口減少を前提とした社会システムへの転換が求められています。

2 環境問題への対応

社会経済活動による環境負荷の増大等により自然環境が損なわれつつあり、住民との協働による保護、保全の取り組みや循環型社会の構築が求められています。

さらに、地球温暖化対策として低炭素型の地域構造や社会経済システムの形成が求められている中、あらゆる局面で環境への負荷を低減するためには、環境への配慮が企業・団体の取り組みとしても不可欠になっています。

3 安全・安心意識の高まり

全国各地で頻発する地震や台風等の大規模自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延もあり、災害や危機管理に対する意識が高まっています。

また、子どもを巻き込む犯罪や事故、特殊詐欺による被害等も後を絶たず、安全で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

4 情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展により、コミュニケーションや情報発信における利便性の向上に加え、人口減少時代における課題解決の手段としての役割が期待されています。

その一方、社会問題化するインターネット犯罪、プライバシー侵害、個人情報の漏えいなどに対する情報セキュリティの強化が求められています。

5 ライフスタイルの多様化

ライフスタイルの多様化により、様々なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。

また、社会の持続的な発展には、女性や高齢者の活躍が重要になるとともに、働き方の多様化や労働の質の向上が求められます。

人権意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域での交流を通じて、協働・共助の仕組みの構築が求められています。

6 地方創生の推進

人口減少と東京圏への一極集中に対し、国は、平成 26 年 12 月に施行した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生の推進に向けた移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等の総合的な取り組みを進めています。

令和元年 12 月に閣議決定された第 2 期の総合戦略では、新たな視点も盛り込み、地方創生の一層の充実と強化が図られています。

7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「この先の世界が今以上に良くなるために 2030 年までに世界の人々が全員で協力して解決したい目標」である持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に総合的に取り組むことを示しています。

国も SDGs の実施指針を決定し、達成に向けた地域での取り組みを促進しています。



第4章 まちづくりの主要な課題

本計画の策定にあたり、本町の現状と動向、住民意識調査の結果、時代の潮流を踏まえ、主要な課題を次のとおり整理しました。

1 明日を担う子どもたちの育成と生涯学習環境の形成

教育行政への取り組みが進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本町においても、こどもの教育環境の充実が強く求められています。

また、住民一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち続け、地域活動への参加と連帯ができるよう、誰もが自発的に学び、活動できる生涯学習環境の形成が必要となっています。

このため、本町ならではの特色ある教育行政を推進し、町の明日を担う子どもたちや人材の育成に取り組んでいく必要があります。

2 高齢者福祉・子育て支援体制の充実

保健・福祉・医療体制の整備充実や急速に進む少子高齢社会への対策が強く求められています。

このため、これまで整備してきた保健・福祉環境や積極的に整備してきた子育て環境を活かし、保健・福祉・医療体制や総合的な子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての住民が健康で安心して暮らすことができ、また、こどもを安心して産み育てることができ、環境を整備する必要があります。

3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、企業誘致などによる産業振興や雇用対策が強く求められています。特に、住民アンケートでは、地元商店の活性化や坂祝町らしい店舗・商品の充実に対する住民の満足度が低くなっています。

このため、町の経済の活性化と雇用の場の創出に向け、豊かな自然資源を活かした農業の一層の推進、また、広域交通・立地条件を活かした企業誘致や工業の振興、さらには、中心市街地をはじめとする商業の振興を図り、若者にも魅力があり、活力のある産業基盤整備を進めていく必要があります。

4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進

緑豊かな山々や清らかな河川等を背景に広がる豊かな自然や景観、田園風景は住民の誇りであり、未来に残すべき財産です。今に生きる私たちには、この素晴らしい自然環境、そして地球環境を次世代に引き継いでいく使命があります。特に、住民アンケートでは、優先度の高い項目として、公園や緑地など、身近な緑の保全があげられています。

これまでも、ごみの適正処理やリサイクルに積極的に取り組んできましたが、今後も豊かな自然環境を保全していくとともに、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及を促進するなど、循環型まちづくりの形成・確立に取り組んでいく必要があります。

また、全国各地で大規模災害が発生し、人々の安全・安心に対する意識が一層高まる中、本町においても、消防・防災体制の一層の充実が強く求められています。

このため、自然災害が少ないまちとしての特性を活かし、消防・防災・防犯体制の充実を図り、自然災害や悪質な犯罪などから住民を守る安全・安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

5 便利で快適なまちづくりの推進

住民アンケートでは、優先度の高い項目として、道路の整備状況があげられていることから、町の主要施設や集落間のアクセス向上を図る道路・交通網をはじめ、コンパクトに都市機能が集積された中心市街地形成や住宅・宅地基盤など、便利で快適な生活基盤の整備が必要です。

このため、コンパクトなまちとしての特性を活かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、道路網の整備や公共交通機関の充実、住宅の整備、情報化・技術革新の推進など、便利で快適な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

6 行財政改革の推進と協働体制の確立

地方創生の時代を迎え、自立可能な自治体経営が求められている中、今後一層厳しさを増すことが予想される財政状況において、多様化する住民ニーズに対応していくためには、住民の参画を図りながら、協働を基本に、町全体の自立力を強化していくことが必要です。

このため、行財政改革を今後とも積極的に推進するとともに、活発な住民活動やボランティア活動を一層促進し、さらには、NPO等の団体育成を図り、活動を支援しながら、住民と行政との協働体制の確立に努め、住民と行政がともに汗をかき、知恵を出し合いながら、協働のまちづくり・地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

基本構想

第Ⅰ章 坂祝町の将来像

将来像は、本町が10年後に目指す町の姿を示すものであり、今後のまちづくりを推進する際の象徴として位置付けられるものです。

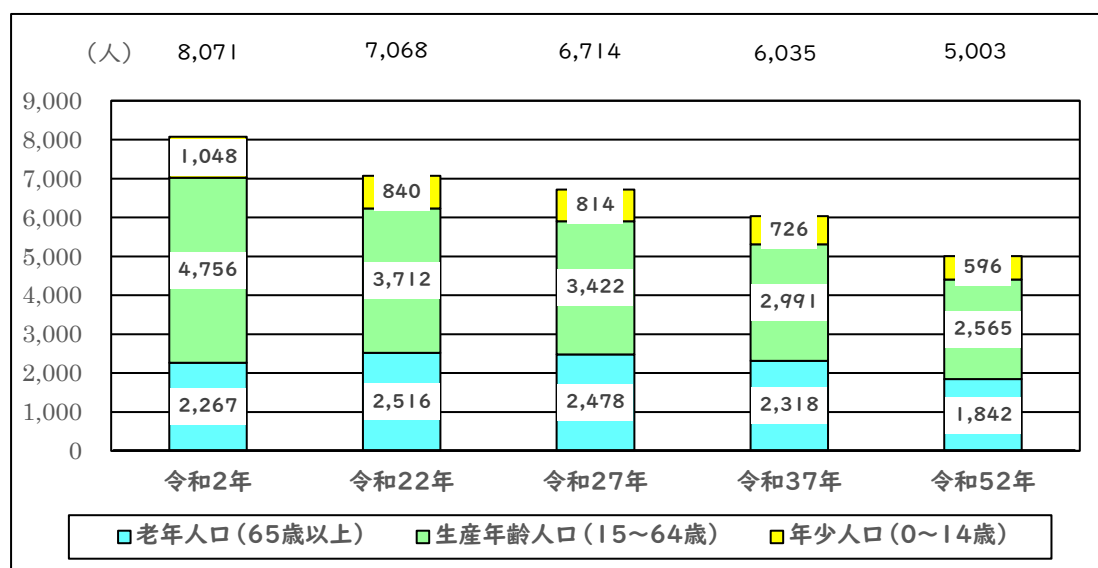
人口減少や少子高齢化等、厳しい社会環境が続く中、時代の潮流やまちづくりの主要な課題を踏まえ、住民との協働のもと、魅力と活力にあふれ、住み心地のよいまちを目指し、本計画の将来像を次のとおり定めます。

新しい風を力に 魅力にあふれ
住み心地のよいまち さかほぎ

将来像	キーワード
新しい風を力に	・平成から令和へと新しい時代の流れを力に ・急速に進展する情報通信技術の活用 ・「関係人口」の創出・拡大 ・将来を担う若い力を未来へつなぐ
魅力にあふれ	・インフラに恵まれた生活環境 ・豊かな自然環境 ・災害が少ない地域
住み心地のよいまち	・コンパクトで小回りの利く行政運営 ・一人ひとりの顔が見える住民目線の住み心地のよいまちづくり

第2章 人口の見通し

社人研推計準拠に基づく年齢3区分別人口の割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、令和2(2020)年以降減少し続け、年少人口は令和2(2020)年の1,048人(13.0%)から令和52(2070)年には596人(11.9%)、生産年齢人口は4,756人(58.9%)から2,565人(51.3%)まで減少します。一方、老年人口は令和22(2040)年まで増加した後、令和37(2055)年から減少に転じ、令和2(2020)年の2,267人(28.1%)から令和52(2070)年には1,842人(36.8%)となる見込みです。



資料：第3期坂祝町人口ビジョン

第3章 基本目標

将来像「新しい風を力に 魅力にあふれ 住み心地のよいまち さかほぎ」の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標を次のとおり設定します。



基本目標１ 豊かな心を育む教育・文化のまち

生きる力の育成を重視した幼児期・学校教育の充実、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習体制の充実に努めます。

また、住民主体の芸術文化活動の促進やスポーツ活動の支援に努め、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを進めます。

基本目標２ 健康で安心して暮らせる福祉のまち

少子化の急速な進行に対応した子育て支援の充実、住民一人ひとりの健康の保持・増進に向けた健康づくり・地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障がい者がいきいきと暮らせる福祉・介護環境の充実、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくり、さらには、医療保険・年金等の充実に努め、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

基本目標３ 活力ある産業のまち

農業生産基盤の充実や担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進し、基幹産業である農業の一層の振興に努めます。

また、商工会との連携による地域に密着した魅力ある商業活動の促進、既存企業への支援や企業誘致等による工業の振興、農業資源等を活かした観光・交流機能の拡充に努め、活力ある産業のまちづくりを進めます。

基本目標４ 安全・安心でやすらぎのあるまち

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動を推進するとともに、循環型社会の形成に向けたごみ・し尿等廃棄物処理対策の充実に努めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上水道・下水道の整備に努めるとともに、消防・防災・救急体制や防犯体制・交通安全の一層の充実を図り、安全・安心でやすらぎのあるまちづくりを進めます。

基本目標５ 快適で便利なまち

計画的な土地利用の推進や道路・交通網の整備、移住・定住につながる住宅・市街地の整備を進めるとともに、住民生活の質的向上に向けた情報化・技術革新の推進を図り、快適で便利なまちづくりを進めます。

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

新しい時代の住民と行政との協働のまちづくり、地域主導のまちづくりに向け、住民参加のまちづくりの推進やコミュニティ活動の充実を図ります。

また、人権尊重社会・男女共同参画の形成に向けた取り組み、地方創生の時代にふさわしい自立した自治体経営を推進し、みんなが主役の協働のまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト

第1章 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）

1 戦略プロジェクトの設定

本町の最上位計画である「総合計画」では、本町の全般的な施策展開や今後の方向性を定めています。これに対し、「総合戦略」は、人口減少対策に特化した取り組みを定めたものです。

人口減少対策は、本町においても喫緊の課題であり、重点的かつ優先的に取り組む施策（総合戦略事業）であることから、総合戦略を総合計画における「戦略プロジェクト」（＝坂祝町第2期総合戦略）として位置付けます。

基本目標1 豊かな心を育む教育・文化のまち

基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち

基本目標3 活力ある産業のまち

基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち

基本目標5 快適で便利なまち

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

戦略プロジェクト1 子育てしやすい環境を整える

戦略プロジェクト2 観光資源を活かした関係人口の創出

戦略プロジェクト3 町への新しい人の流れをつくる

戦略プロジェクト4 多文化理解・共生による外国人も住みやすいまちづくり

将来像の実現へ

新しい風を力に 魅力にあふれ
住み心地のよいまち さかほぎ

2 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）

戦略プロジェクト1 子育てしやすい環境を整える

独身の若者を取り巻く環境や子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立等に対する様々なニーズに対応するため、子育て世代の親子が気軽に交流できる環境を整え、安心して子育てをしていける支援を行います。

また、子育てしやすい環境を整備することにより、若い世代の転出抑制や坂祝町への転入促進につなげます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
子育てしやすい環境 及び拠点整備	・子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。
妊娠期から産後における支援の強化	・こども家庭センターを中心として、妊娠から出産、子育てまでの包括的な相談に対応します。また、必要に応じて支援プランを作成し、それぞれに応じた支援をします。

戦略プロジェクト2 観光資源を活かした関係人口の創出

近隣市町村との広域連携により、坂祝町の魅力である地域資源を活かした観光メニューの造成や誘客促進の仕組みづくりを強化し、地域が一体となった戦略的な観光地づくりを進めます。

また、木曽川や豊かな自然などの観光資源を再発掘し、多くの人が訪れたいまちをつくり、それに伴い観光産業などの発展につなげて関係人口の増大を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
観光事業の広域的な 連携の強化	・近隣市町村と連携して、自治体の枠を超えた観光施策等を推進し、広域的な観光振興を推進します。 ・木曽川の自然を活かし、町の観光資源の再発掘や、周辺自治体と連携した観光を進め、町の活性化につなげます。
公園・広場の整備促進	・住民や来訪者の憩いの場や自然とふれあえる場として活用できる里山や木曽川等の地形を活かした広場、公園の整備の検討を進めます。

戦略プロジェクト3 町への新しい人の流れをつくる

これまでの移住促進施策を継続して推進すると同時に、将来的な移住にもつながるよう、空き家等を活用して転入者や事業主を受け入れられる体制を整え、移住・定住を促進し、町の人口減少を抑制します。

また、坂祝町への新しい人の流れをつくるため、積極的な情報発信を通じて都市部とのつながりを築き、関係人口の創出・拡大に取り組みます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
空き家を活用した企業誘致	・空き家バンクを有効活用し、事業主等の誘致などを進めます。
新しく人を呼び込む基盤の整備	・空き家バンクのホームページなどを通じ、移住・定住につながる空き家や空き地の情報発信を行います。

戦略プロジェクト4 多文化理解・共生による外国人も住みやすいまちづくり

今後は、人口減少に伴う労働力確保のため、外国籍住民の増加が見込まれることから、日本人と外国人が文化習慣の違いを乗り越え、共生する社会を築くという多文化共生を実現し、外国人にも住みやすいまちづくりを進める必要があります。

そのため、日本人も外国人も互いの文化を理解できるよう、意識啓発や交流機会の充実を図ることにより、日本人以外にも焦点をあてたまちづくりを進め、町の活性化と人口増につながります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
多文化共生社会づくりに向けた意識啓発・相互理解の推進	・外国籍住民向けの講座の開催や、日本人向け多文化理解教室、外国籍住民による日本人向け語学講座などの開催を行い、多文化共生のための意識啓発や住民相互の理解を深めます。
多言語による相談・情報提供の実施	・「坂祝町定住外国人自立支援センター」において、外国籍住民への相談業務やメールによる情報提供を行います。
外国籍住民との交流機会の充実	・公民館まつりやその他のイベントなどで、町内在住の外国籍住民との交流を深めるとともに、新たなイベントの開催などについて検討を進めます。

基本計画

基本目標Ⅰ 豊かな心を育む教育・文化のまち

Ⅰ 学校教育

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 本町には小学校、中学校が1校ずつあり、保育所、認定こども園、幼稚園も含めた切れ目のないきめ細やかな教育を推進しています。
- 「生きる力」を育むため、小学校、中学校では学習指導要領に基づいた教育課程を編成しています。
- 平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、本町においては、教育行政の責任の明確化や総合教育会議の設置、教育大綱の策定を行っています。
- いじめや不登校などの課題は大きな社会問題となっており、本町では、いじめの防止策や対応策として小学校、中学校で「いじめ防止基本方針」を定めています。また、令和 3 年度から条例を定め、いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 核家族化や近所づきあいの希薄化などに伴い、家庭における教育力の低下が課題になっているため、学校（園）や行政、地域が連携して家庭の教育力の向上やこどもたちの健全な成長を見守る必要があります。
- 各学年に在籍する外国籍児童生徒（園児）に対し、言語や文化の違いに応じた教育支援をはじめ、特別な支援を必要とするこどもへのきめ細やかな対応など、個々に応じた支援を行っています。
- 平成 31 年 4 月に、すべてのこどもたちを地域総がかりで育てる『坂祝町コミュニティ・スクール』がスタートし、地域住民及び町内企業が各園・各学校と一緒に活動する機会が増えています。
- 小・中学校に整備した ICT 環境を積極的に活用し、個別最適な学びの実現に向けて、授業改善に努めています。

【今後の方向性】

こども一人ひとりの個性に合わせ、小さなまちの特性を活かした、きめ細やかで一貫した教育環境の充実を図り、こどもの確かな学力や生きる力を育みます。

また、地域総がかりでこどもたちを育てるよう、学校と地域が協力するコミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
保・幼・認定こども園、小・中などの連携の強化	・「町」校の特性を活かしたきめ細やかな一貫教育を推進するため、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校との日常的な連携を図り、スムーズな就学移行を支援します。 ・教育支援を含め保育所・認定こども園・幼稚園やつくしこ教室との連携を図ります。
特別な支援が必要なこどもへの対応	・支援が必要な子に対し、幼児期から小学校、中学校までの一体的な支援体制を構築し、関係機関との連携のもと、よりよい子の成長を考えた教育支援やケース検討等を行います。 ・発達に遅れがある子や集団活動が難しい子等を親子療育通園事業において支援するほか、保育所・認定こども園、幼稚園等を定期訪問し、特別な支援が必要となる子の早期対応に努めます。 ・中学校において相談員を配置し、生徒や保護者の学校生活への不安や不登校への対応を図ります。
（少人数学級による）きめ細やかな教育の推進	・小・中学校の特別支援学級及び通常学級に適宜支援員を配置し、きめ細やかな教育を推進します。
生きる力を育む教育活動の推進	・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領や地域の特色等を踏まえた教育課程を編成・実施します。 ・確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育む学校教育を推進します。
多言語による教育の実施や国際理解に関する教育の推進	・外国籍の児童生徒に対し、日本語の指導など、学校生活への適応に向けた支援を行います。児童生徒の国際理解と多文化共生の意識を醸成します。
学校教育施設の整備	・幼稚園や学校教育施設の改修を計画的に行い、園児・児童生徒が安心して学べる教育環境を確保します。
ふるさと教育の推進	・地域への愛着を育むふるさと体験教室の開催及び支援を行います。 ・社会科副読本「私たちの町坂祝」を活用し、授業で町について学びます。
ICT を活用した教育内容の充実	・「人」台端末と ICT 環境を利用し、個別最適な学びを推進します。
食育の推進	・学校給食を中心に、食育の視点に立った取り組みを推進します。
幼稚園教育の質の向上	・遊びを通じた総合的な指導を行い、自己を表出し、ものや人とかかわる力を育てるために、幼児を理解し、幼児の豊かな学びを支える質の高い幼児教育を推進します。
通学路点検	・学校・保護者・道路管理者・警察・教育委員会が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。
コミュニティ・スクールの活動を推進	・地域のこども達にできることを各種委員会に諮り、各園・各学校と地域が協働で問題解決ができる組織となるよう推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
いじめ件数	件	14	6	0	小・中学校での発生件数
タブレット端末使用率(小学校)	%	-	10	90	全国学力・学習状況調査による、授業でPC・タブレットなどのICT機器の使用状況で「週3回以上」の割合
タブレット端末使用率(中学校)	%	-	27.5	90	全国学力・学習状況調査による、授業でPC・タブレットなどのICT機器の使用状況で「週3回以上」の割合



中学生と幼稚園の交流



保育園と小学校の交流

2 社会教育

【現状・課題】（R 6・7年度現在）

- 長寿高齢化の進行により、生きがいづくりとして生涯学習へのニーズが拡大しています。
- 年齢やライフスタイルに合わせた多様なニーズに応じた学びの機会を提供することで、住民が豊かに生活できる環境づくりが求められます。
- 住民が企画・運営する「マイセルフ講座」や地域づくり型生涯学習の実施により、様々な分野の学習機会を提供しています。

【今後の方向性】

多世代の住民のニーズに応じた生涯学習の機会や場を提供し、生涯にわたり心豊かに暮らせる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
家庭の教育力の向上	・子育てを行う家庭の教育力の向上のため、乳幼児期からの家庭教育学級を開催します。また、保護者のニーズを踏まえた内容の充実等、参加しやすい体制を検討します。
生涯学習活動の活性化	・「マイセルフ講座」や公民館講座、高齢者の交流にかかわる講座の開催や、自主的な学習活動グループへの支援を行い、多種多様な学習機会を提供します。 ・「みのかも定住自立圏」で連携した生涯学習情報誌の発行及び生涯学習ホームページの運営事業を行います。
社会教育施設の有効活用	・こどもから高齢者まで、幅広い年齢層の住民が生涯にわたって学習ができる場を提供します。 ・利用者が快適に使用できるよう、施設の適切な管理運営を実施します。
交流活動の活発化支援	・中央公民館での文化活動・サークル活動・地域の伝統文化など展示・ステージ発表・体験の機会として公民館まつりを開催します。バザーイベントも開催し地域の交流の場にしていきます。
図書館の共同利用と読書活動の推進	・「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、美濃加茂市と連携し、図書貸出しシステムの運用を継続することにより、より一層の利便性の向上を図ります。 ・中央公民館図書室の施設整備や、各種サークル活動への助言、こどもに対する「よみきかせ」等により読書活動を推進します。
放課後・長期休み期間の子育て支援、多世代交流の促進	・就労などで保護者が家庭にいないこどもの居場所確保のため、「子どもクラブ」をキッズドリームワールドで実施します。 ・1～3年生全児童を対象に、放課後を活用してこどもの健全育成につながるプログラムを実施します。また、住民等が講師となるプログラム等を実施し、多世代の交流を図ります。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
講習参加者数	人/年度	829	727	850	生涯学習に関する各種講座への参加者数
乳幼児期家庭教育学級参加者数	%/年度	50	65	70	0歳児、1歳児、2歳児の親の家庭教育学級への参加割合
子どもクラブ待機者数	人/年度	0	0	0	「子どもクラブ」の年間待機者数
放課後子ども教室開催数	回/年度	65	62	70	「放課後子ども教室」の年間開催数



家庭教育学級講演会



公民館まつり

3 青少年健全育成

【現状・課題】（R 6・7年度現在）

- 共働きや核家族世帯の増加により、こどもの放課後の居場所づくりや、こどもが地域の人とふれあえる機会が求められています。
- 近年はこどもを巻き込んだ凶悪な犯罪が目立っており、保護者やこども自身の防犯への意識を高めることや、多様な機関が連携した、安心してこどもが活動できる環境づくりが必要となっています。
- 青少年育成町民会議では、こどもたちの健全育成を図るため、あいさつ活動に取り組んでいます。
- 各地域にちびっこ広場を確保し、こどもたちが安全に遊具を利用できるよう、保守点検修繕等を進めています。

【今後の方向性】

こどもが安心して学び、遊ぶことができる環境を、家庭や地域、行政が連携・協力して整備し、こどもの健全な成長を促します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
青少年の健全育成	・青少年育成推進員を中心に、あいさつ活動や町民会議部会活動を支援します。 ・青少年の主張作文を募集し、青少年育成町民の集いで発表・表彰します。 ・地域への愛着を育む二十歳を祝う会を開催・支援します。 ・ふれあい交流会の開催を支援し、こどもが地域の人とふれあう場を設けます。
あいさつ運動の推進	・青少年育成町民会議による地域におけるあいさつ運動を支援します。地域が一体となり、「誰もがあいさつできるまち」を目指し、毎月1日（土日の場合は次の月曜日）をあいさつ活動の日として取り組みます。
ちびっこ広場の遊具設置と点検	・こどもが安心して遊ぶことができるよう、「ちびっこ広場」の遊具の点検及び修繕・新規設置を行います。
子ども会・ジュニアリーダーの育成	・子ども会育成協議会を開催し、各地域の子ども会の活動を支援します。 ・ジュニアリーダー指導員を中心に、ジュニアリーダーの育成を強化し、地域で活躍できる人材に育てます。
青少年の適切な見守り活動の推進	・有害図書の監視・夜間の見回り活動を推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
子ども会の会員割合(取消)	%	85.9	49.8	指標 取消	小学校1年生から中学校2年生までの児童生徒のうち子ども会の会員割合
子ども会の団体数(新規)	団体	11	4	2	坂祝町の単位子ども会の団体数



二十歳を祝う会ヘリコプター



青少年育成市民の集い

4 文化芸術・文化財

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 住民がまちの歴史や文化に触れ、維持・保存活動にかかわり、次世代へつなげていくことは、まちの価値や愛着心の向上へとつながります。
- 本町には、歴史的な伝統芸能や文化財が残り、まちの貴重な資源となっています。
- 郷土史研究会を中心に、郷土資料館での資源の収集や保存に力を入れています。
- 住民のまちの文化財や歴史に対する意識や理解を高めるため、歴史・文化面における様々な事業との連携や情報発信が必要となっています。

【今後の方向性】

住民の歴史や文化に対する意識や理解を高め、維持・継承にかかわる活動を支援することで、地域の伝統が次世代へと受け継がれる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
文化財の保護と活用	・町内の文化財について適正な維持管理を行います。 ・郷土資料館の維持管理や運営を行います。
文化財に関する意識の向上	・町の文化財指定を進め、文化財・古墳マップを作成し、広く周知します。 ・文化財にかかわる生涯学習講座の実施や町の行事にも文化財・古墳マップを取り入れ、住民にまちの歴史や文化を広く周知します。
地域の伝統文化の継承	・住民自身による文化技能や地域の伝統行事（伝統文化）の継承活動を支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 （当初値）	令和6年度 （現状値）	令和12年度 （目標値）	測定（取得）方法 及び設定の考え方
文化財関係講座の 開催数	回/年 度	1	3	2	町内文化財を巡る講座などの 開催数

5 社会体育

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 長寿高齢化の進行により、生きがいづくりとしてのスポーツへのニーズが拡大しています。
- 年齢やライフスタイルに合わせた多様なニーズに応じたスポーツの機会を提供することで、住民が豊かに生活できる環境づくりが求められています。
- 多世代がスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの活動を支援しています。
- 少子化に伴い、こどものスポーツの場が限られてきているため、身近にスポーツにかかわれる場やその仲間づくりが必要となっています。

【今後の方向性】

多世代の住民のニーズに応じたスポーツ活動の機会や場を提供し、生涯にわたり心豊かに暮らせる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
スポーツ大会などの開催・支援	・住民が気軽に参加できる各種スポーツイベント等を実施します。 ・多くの住民がスポーツに触れる機会としてスポーツレクリエーションフェスティバルを開催します。 ・総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団等の大会開催を支援します。
社会体育施設の有効活用	・利用者が快適に使用できるよう、施設の適切な管理運営を実施します。
スポーツ活動の推進・支援	・多くの住民が身近なところでスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ推進員の活動支援、総合型地域スポーツクラブの運営支援を行います。
スポーツ少年団活動の支援	・小学生のスポーツ活動の場として、坂祝町スポーツ少年団の活動を支援します。
体育協会活動支援	・住民のスポーツ活動の場として、坂祝町体育協会の活動を支援します。
中学校部活動改革の推進	・令和4年度から活動している中学校クラブを支援します。また地域、学校、行政が連携して部活動改革に取り組み、中学生の活動の場が確保できるように支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
社会体育施設・学校開放施設稼働率	%/年度	82.0	71	85.0	社会体育施設及び学校開放施設の稼働率(※主要14施設)

※ 主要14施設は、東西館会議室、中学校野球場、中学校グラウンドを除いた施設



スポーツレクリエーションフェスティバル



町民ミニバレーボール大会

基本目標 2 健康で安心して暮らせる福祉のまち

I 子育て支援

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての悩みを相談できず、不安を抱える保護者が増えています。
- 女性の社会進出やライフスタイルの多様化などにより、子育て世帯の多様なニーズに応じた子育て支援サービスが求められています。
- 全国や県と比較すると本町の合計特殊出生率は高くなっていますが、少子化は進行しており、結婚や出産に対する支援施策が求められます。
- 子育て支援とこどもの健全育成のため、「放課後子ども総合プラン」に取り組み、「子どもクラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に実施しています。
- 子育ての経済的な支援や様々な子育て支援事業の展開により、子育て支援の充実を図っています。
- 発達障がいなどこどもの発達に不安がある保護者や、集団生活が難しい子どもやその保護者に対する支援が必要となっています。

【今後の方向性】

「坂祝町こども計画」に基づき、保護者が安心してこどもを産み育てられるサービスを充実するとともに、地域ぐるみでこどもの健やかな成長を見守り支える環境を作ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
親同士の交流機会の提供	・妊娠中から子育て期に親同士が交流できるよう、妊婦交流会や乳幼児相談の開催、「つどいの広場（アンブレラ）」などを中心にしたサークル活動の支援を行います。
保育・子育て支援サービスの充実	・利用者のニーズや「坂祝町こども計画」に基づき、多様な保育・子育て支援サービスを実施します。 ・病児・病後児保育については、町内の福祉関連施設に委託して実施するほか、近隣市町村との広域連携により、保護者の利便性を確保します。
地域における相互援助活動の活性化	・「みのかも定住自立圏」において、地域における相互援助活動の基本となるファミリーサポート事業の充実を図ります。

主要施策	主要施策の内容
総合的な療育体制の整備	・主に乳幼児期から就学時まで切れ目のないこどもの発達や子育て支援を行うために、「坂祝町発達支援地域療育システム」により、相談支援、訪問支援を充実させ、関係機関が連携した保護者へのフォローを行います。
子育てしやすい環境及び拠点整備	・バンビーニにおいて子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。
医療費の支援	・出生から高校卒業までの間、こどもの医療費を無料にし、子育て家庭の費用負担を軽減します。
健診の受診率や予防接種率向上を図るための対策の強化	・妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを行うとともに、受診率、接種率の向上に向けた体制整備を進めます。 ・保健師・保健推進員による相談、訪問により安心してこどもを産み育てられる体制を整えます。
発達の遅れの早期発見	・各種相談事業や教室事業、園訪問において、発達の遅れ等のあるこどもを早期に発見し、必要な支援を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
病児・病後児保育登録児童数	人	109	154	140	病児・病後児保育登録児童数
サポートを受ける人、提供する人の登録者数	人	73	94	95	ファミリーサポート事業のサポートを受ける人、提供する人の登録者数
乳幼児健診の受診率	%	96.7	100	100	3歳児健診の受診率
産後ケアの利用者数	人/年度	78	50	92	産後ケアを利用した延べ人数



2 保健・医療

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 特定健診等の結果から、医療機関への受診勧奨をしても受診につながらないケースがあります。糖尿病等の未治療者、治療中断者に対し、保健指導・受診勧奨を行い、医療機関と連携しながら重症化予防を推奨し、将来の透析等への移行を予防します。
- こころの病気の治療には、周囲の正しい理解と支えが必要です。こころの不調を感じる方が一人で抱え込まず、安心して相談できる環境を作っていくために、ゲートキーパーの役割を担う人材等を育成していくことが重要です。メンタルヘルスの相談窓口の啓発とともに、ゲートキーパー研修などを進めていきます。
- 自身や家族の健康状態について気軽に相談できる身近なかかりつけ医を持つことは、地域で安心して暮らし、適切な医療を受けるために重要です。
- 町内の診療所と近隣市町村の医療機関との連携・役割分担により、軽度の病気から専門的な治療を必要とする疾病まで、安心して医療を受けられる仕組みづくりを進めています。
- 夜間や休日に健康・医療・介護・育児等の 24 時間電話相談窓口の「健康はっとダイヤル」を広報・カレンダー・チラシの配布等で周知し、相談件数が徐々に増加しています。

【今後の方向性】

住民が心身ともに健康に暮らせるよう、健康に対する意識を高める機会や場を設置するとともに、健康づくり活動を推進します。

地域の医療機関等が連携し、住民が安心して保健・医療サービスを受けられる環境を整備します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
健（検）診の充実	・特定健診や各種検診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、予防に努め、住民の健康づくりを支援します。
健康づくりに関する情報や機会の提供	・住民の集まる場に出向いたり、ホームページなどで健康情報を提供し、住民の健康づくりの意識向上を図ります。 ・健康教室の開催や健康相談の実施を通じ、身近で健康づくりに取り組める機会を提供します。
保健指導の充実	・生活習慣病予防のために保健指導を強化します。 ・特定健診受診者に対する積極的支援、動機づけ支援を階層化し、保健指導を実施します。

主要施策	主要施策の内容
心の健康に関する相談と啓発活動の実施	・こころの健康相談を実施し、日常的なストレスなどを気軽に相談できる場を提供します。 ・広報やチラシの配布、教育・福祉・介護等関係施設での啓発を行い、精神的な疾病等に早期に対応できる体制を充実させます。 ・こころの健康づくりに関して、より効果的な啓発手法・媒体などについて検討を進め、啓発活動を行います。
感染症予防対策の推進	・定期予防接種（高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌）を住民に周知、実施することで住民の感染症予防を行います。 ・新型コロナウイルスなどに対して国や県などと連携し、住民への情報提供等の対応を迅速に行います。
病院・診療所の連携促進	・病院や診療所、保健・福祉サービス事業所の連携を促進し、適切な医療が受けられる環境を整備します。
24 時間電話相談窓口	・住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口を開設します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
特定健診の受診率	%	53.30	46.1	49.00	国民健康保険被保険者における特定健診の受診率 ※対象者 40 歳～74 歳の国民健康保険被保険者
大腸がん検診の受診率	%	15.8	15.5	20.0	40～74 歳の大腸がん検診の対象者数のうち、健診を受診した者の割合
大腸がん検診の精密検査受診率	%	79.0	71.4	85.0	大腸がん検診の結果、精密検査と判定された者のうち精密検査を受診した者の割合
24 時間電話相談窓口の周知	回	未実施	12	R7 年度終了	広報・カレンダー・ホームページ・健診や相談事業等で PR した回数

3 高齢者福祉

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、介護や医療、日常生活の支援が地域で適切に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 岐阜県や他の近隣市町村と比較して、高齢化率は低い傾向にありますが、今後は高齢化の一層の進行が見込まれ、在宅福祉サービスの充実や、地域で高齢者を支える仕組みづくり、高齢者が生きがいを感じられる場や機会の提供が求められます。
- 認知症高齢者の増加や医療ニーズの増加、家族による介護疲れなど、様々な課題への対応策が必要です。

【今後の方向性】

「坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護サービスや地域の支援を受けながら、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる環境をつくりま

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
介護予防活動の推進	・介護予防教室や栄養管理指導、健康教育や健康相談、介護に関する情報提供を実施し、介護予防を推進します。 ・介護予防活動の支援やボランティア等の研修を行い、地域の自主的な介護予防活動の活性化を図ります。
地域包括支援センターの機能強化	・要介護・支援者の把握、ボランティア等の人材育成、高齢者総合相談窓口の充実、ネットワークの構築、権利擁護、介護予防教室の実施等、地域や事業所と連携し、高齢者の介護予防やサービス提供、生きがいづくりに関する事業を包括的に推進します。 ・地域ケア会議を開催し、個別や地域の課題を把握します。
要介護（要支援）者の把握、認定調査の実施	・支援が必要と思われる高齢者やその家族に対して、介護サービスの提供について提案し、必要に応じて介護認定調査や審査会を実施することで、高齢者の円滑な介護サービスの利用を進めます。
介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	・一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」に取り組みます。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。 ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。 ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応の強化を図ります。

主要施策	主要施策の内容
認知症対策の推進	・認知症サポーターの養成や、認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの活用等により、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境を整えます。 ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。
医療と介護の連携強化	・町内の医療・介護・福祉関係事業所間での情報共有や会議、勉強会等の開催により、医療と介護が切れ目なく提供できる体制を構築します。
災害や感染症対策に係る体制整備	・近年の災害発生状況や、感染症の流行を踏まえ、これらへの対応・対策に備えていきます。
介護給付の適正化	・適正な介護給付により、高齢者の自立に向けたサービスとして、介護保険制度の信頼度・持続可能性を高めます。
高齢者の生きがいづくり	・シルバー人材センターやシニアクラブ、ボランティア団体等の活動を支援し、高齢者の生きがいや仲間づくりを支援します。
高齢者福祉サービスの充実	・緊急通報装置や生活用具の給付、紙おむつ券の給付等在宅サービスの充実により、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
地域ケア会議開催数	回	8	6	10	地域ケア会議開催にあたり、情報提供者からの情報などから事前に打ち合わせをし、課題・論点の整理や専門職の参加検討などを踏まえた会議の実施回数
ケアプラン点検数	件	0	2	5	自立支援に資する適切なケアプランを主任介護支援専門員による個別スーパービジョンによるケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の能力向上を図る。



行方不明者探索・声掛け訓練

4 障がい者福祉

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の改正に伴い、国内の障がい者にかかわる法律や制度が整備され、より地域社会で共生できる社会の実現が求められています。
- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」に基づき、障がい者の権利を尊重するための「合理的配慮」等を進める必要があります。
- 障がいの早期発見や療育、相談支援を行い、こどもの発達の支援をしています。また、制度に基づいて障がい福祉サービスを提供しています。
- 住民の障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重して暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- 「つくんこ教室」での相談が増え、就学前児童数の増加が見込まれます。関係機関と連携をして、特別な支援が必要な児童に対して、適した療育を行う必要があります。

【今後の方向性】

障がいの有無にかかわらず共生できる社会が実現できるよう、住民の障がいへの理解を促進するとともに、障がいがあっても安心して暮らせるサービスや支援の充実を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
障がい者相談支援体制の整備	・精神、知的、身体障がい福祉に関する様々な問題について、広域的、多角的に支援するための相談支援体制を整備します。
障がい福祉サービスの充実	・障がい者の日常生活又は社会生活の支援と介助者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
団体活動の活性化	・障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者団体の活動を支援します。
障がい者の地域生活への移行支援	・障がい者が地域で日常生活、社会生活を営むことができるよう、就労の場や日中活動の場の整備、用具や機器の提供、医療費の給付等により支援します。
障がいへの理解向上	・障がい者の地域での共生を推進するため、「障害者差別解消法」の周知や「合理的配慮」に対する庁内体制の整備を図ります。 ・手話奉仕員養成講座を加茂圏域で共同実施し、地域で奉仕員、通訳者を養成します。
発達の遅れのある児童への保育・療育	・「坂祝町発達支援地域療育システム」により、特別な支援が必要とされたこどもに対して保育士を加配し、集団活動等を支援します。 ・療育相談で、個別の療育が必要とされたこどもに対して、「つくんこ教室」において個々に応じた指導を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
手話奉仕員の人数	人	2	8	11 (5)	手話奉仕員養成講座修了者 延べ人数
就労系サービスから一般就労へつながった件数	件	1	1	3	就労系サービス受給者がサービス を停止し、一般就労へ 結びついた件数
「つくんこ教室」 の児童数(就学前)	人/年 度	25	25	30 (35)	「つくんこ教室」で受け入れ 可能な就学前児童数 ※早期発見・適切な療育体制 を進めることによる受け 入れ可能人数
「つくんこ教室」 の児童数(就学後)	人/年 度	16	20	15 (10)	「つくんこ教室」で支援が必要 な受け入れ可能な就学後 児童の数 ※就学後、適切な支援が必要 となる児童の受け入れ可 能人数

※ () 内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



つくんこ教室

5 地域福祉・社会保障

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

●地域のつながりによる地域力の強化

本町では、シニアクラブや子ども会加入率は継続して減少しています。令和6年度時点では若年層の年少人口・生産年齢人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込み、地域力を強化していくことが求められます。

●地域福祉を担う人材の育成

人口減少・高齢化が進み、今後公的サービスの拡充のみでは問題に対応しきれなくなることが懸念されるため、若年層を中心とした住民への地域活動の参画を促進することで新たな担い手を確保し、地域福祉活動を活性化していくことが求められます。

●多様化する課題への対応

近年、地域福祉に関する課題が多様化・複合化しており、現行の法律で定められた福祉制度では対応しきれない、制度の狭間の問題への対応が求められています。本町においても、ひとり親家庭を含む生活困窮者や障がい児・者、虐待、ひきこもり等への対応が求められています。

●緊急時の支援体制化

近年、自然災害も多発していることから、災害時も含む緊急時の迅速な対応に向け、それぞれの地域にあった地域ぐるみの支援体制の構築が求められます。

【今後の方向性】

「坂祝町地域福祉計画」に基づき、地域生活課題を解決するためには、行政のサービス提供だけでは十分ではなく、住民や地域、ボランティア、事業者など、各主体が自らの役割を認識し、連携・協働することが重要です。さらに、近年本町では若年層の人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込むとともに、こどもから高齢者まで多様な世代が互いにに関わり合い、助け合うことで、地域力を一層強化していきます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
世代を超えて支え合う地域づくり	・地域福祉を推進するためには、顕在化しない小さな地域の困りごとや支援を必要としている人に、地域で気づき、支え合い、助け合える環境が必要です。地域における交流機会を提供するとともに、地域福祉活動を推進することで、「顔の見える関係」をつくり、地域のきずなを深めます。
地域福祉を支える人づくり	・福祉のまちづくりの実現には、住民一人ひとりが地域での様々な困りごとを「自分自身のこと」として意識し、地域の課題を身

主要施策	主要施策の内容
	近なものとして捉えることが重要です。住民がともに支え合う地域をつくるため、様々な機会を活用して地域福祉の必要性についての周知啓発を進め、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。あわせて、地域で福祉活動を行っている団体に対する活動支援に取り組みます。
適切な支援につなぐ仕組みづくり	・地域の中では、こどもから高齢者、障がいのある人や、ない人、様々な国籍の人などが暮らしており、多種多様な福祉活動が存在しています。また、生活困窮者、権利擁護が必要な人、罪を犯した人等の社会復帰など、複合的な課題を抱えるケースへの対応が求められています。地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じた適切な支援・サービスを受けられるよう、分野横断的な支援体制を強化し、適切な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。
安心して健やかな暮らしづくり	・高齢化の進展により、支援を必要とする人が増えてきている中で災害や犯罪に対して様々な不安を抱えている人も増加しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。また、健康で長生きすることは誰もが願うことであり、豊かな人生を送るためにも、健康は欠かせないものです。住民が生涯にわたって健康を維持できるよう、ライフコースを踏まえ、ライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組みます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
支え合い団体数	団体	11	11	11	地域の支え合い団体数
食生活改善推進協議会の会員数	人	30	19	25 (30)	食生活改善推進協議会の会員数
社会福祉協議会等との連携会議の開催数	回/年度	4	4	4	社会福祉協議会等との連携会議の開催数
生活困窮者の社会参加や社会的自立の支援人数	人/年度	3	4	5	コミュニティソーシャルワーカーによる生活困窮者の就労定着人数
「坂祝町地域福祉計画」など評価・策定委員会の開催数	回/年度	3	3	5	「坂祝町地域福祉計画」と社会福祉協議会の「坂祝町地域福祉活動計画」の一体的な進捗状況の確認・評価を行う「評価・策定委員会」の開催数

※ () 内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

基本目標３ 活力ある産業のまち

Ⅰ 農業

【現状・課題】（Ｒ６・７年度現在）

- 担い手不足が危惧される中、既存の農家を守る支援の不足と新規就農者確保が課題となっています。
- 老朽化した農業用設備の農業基盤の強化と改修が課題となっています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地が点在していることが課題となっており、低コスト農業確立のための農地集積化やスマート農業の推進が求められています。農地の貸借において、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）を活用していない事例が多いことが課題となっています。
- 農業従事者の９割以上が兼業農家で自家消費のために耕作している農家がほとんどです。農業のみで生計を立てる農家は数件しかおらず、農業だけでは生活ができないことが課題となっています。
- 出荷用の野菜栽培をしている農業者も少ないため、家庭などで地産地消が進みにくい状況です。そのため、食に関する教育や食の大切さを啓発し、消費を促進する必要があります。

【今後の方向性】

既存の農家を守るための支援や新規就農者確保の推進等により、まちの農業の活性化を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
農業後継者の育成	・新規就農者や希望者に、国や県、農協が実施する様々な支援を紹介します。
遊休農地の解消	・農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）を活用した農地の貸し借りを推進します。
農業基盤の強化	・老朽化した農業用設備の改築を働きかけ、農業基盤の強化を図ります。 ・農業用施設の改修等、県単事業に対して負担金を支出し、ため池等の改修を実施します。
農作物被害への対策	・「鳥獣被害防止計画」等に基づき、有害鳥獣による農作物への被害対策を進めます。
地産地消の推進	・家庭や学校給食において、岐阜県産・坂祝産の食材を積極的に使用することを推進します。

主要施策	主要施策の内容
	・農水産物の販路拡充に取り組めます。
農地の集積・集約化	・「地域計画」に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
新規就農者数	人	0	1	指標 取消 (10)	就農塾等を受講した新規就農者数
認定農業者数	人	7	10	12 (10)	認定農業者数
耕作放棄地	ha	2.8	3.6	1.5	耕作放棄地の面積
有害鳥獣の駆除数	頭/年度	61	96	指標 取消 (50)	イノシシなどの有害鳥獣の 駆除数 ※捕獲頭数
農地の集積・集約化	ha	11.3	54.7	70 (30)	利用権設定等の面積

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



勝山田んぼの楽校

2 商工業

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 経済の国際化や情報化などにより、国の産業構造は年々変化しています。また、人口減少や少子高齢化の進行により地方の労働力不足が問題となり、多様な人材が働き手として活躍することが期待されます。
- 地域経済の活性化のために産業振興は必要不可欠なものであり、既存産業の支援や地域資源を活かした新たな産業の創出、多様な人材の就労促進など多角的な支援が求められています。
- 国道 21 号坂祝バイパスと国道 248 号バイパスの沿線の立地を生かした企業誘致ができていないため、計画的な企業誘致が求められています。
- 企業の進出に伴い、既存農地を計画範囲に含めた場合、地域計画の区域や多面的機能の区域、農業振興地域であることが、農地転用の障害になり、企業進出できないことが課題です。

【今後の方向性】

町内の企業や団体を支援し、既存産業の活性化と新たな産業の創出を図るとともに、多様な人材が活躍できる環境を整備します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
空き家を活用した企業誘致	・空き家バンクを有効活用し、事業主等の誘致などを進めます。
商工会のネットワークの形成支援	・既存企業の安定的な経営及び雇用の拡充のため、商工会育成補助金を継続して実施するとともに、商工会の活動を支援し、町内の商工業の育成と連携を強化します。
主要道路付近の賑わいの形成	・国道 21 号坂祝バイパスと国道 248 号バイパスが開通し、今後四車線化の実現に向けた整備促進を行い、新たな商工業施設を誘導し、賑わいづくりを推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
空き家を活用した事業主等の誘致数	件	0	0	2	空き家を活用して誘致した事業主等の数

3 観光

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 本町は、猿啄城展望台や二つ岩展望テラス、日本ラインロマンチック街道など自然や歴史に関する観光資源を保有していますが、観光資源としては少ない上に町外での認知度も低いため、積極的な情報発信を行う必要があります。
- 既存の観光資源に加え、商工業などの他分野の資源にも着目することで、新たな観光資源を掘り起こすとともに、住民を巻き込んだ取り組みにより、町全体で観光振興を推進することが大切です。
- 木曽川の森散策路を坂祝町の観光資源と捉え、芝生広場等の整備を実施しています。今後、人が集まる場としての施設整備と PR が必要です。

【今後の方向性】

本町の資源を活かした観光資源を磨き上げ、発信していくことで、“訪れたいまちづくり”を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
観光情報の発信	・観光パンフレット、SNS 等、各種広報媒体を活用して、町の観光資源の情報を発信します。 ・「坂祝町＝ほぎもん＝応援したい」という構図を作り出し、気運の醸成を図ります。
魅力あるイベントの開催	・町内の各種イベントの内容を魅力的にする支援を行い、町の活性化や愛着心郷土愛の醸成を図ります。
観光施設の整備・管理	・地域住民と連携して、猿啄城展望台や登山道及びその周辺を整備・管理します。 ・町内の観光資源を活かした観光整備を進めます。
観光事業の広域的な連携の強化	・近隣市町村と連携して、自治体の枠を超えた観光施策等を推進し、広域的な観光振興を推進します。 ・木曽川の自然を活かし、町の観光資源の再発掘や、周辺自治体と連携した観光を進め、町の活性化につなげます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
猿啄城展望台への登山者数	人/年度	10,814	6,842	12,000	猿啄城展望台への登山者数

基本目標 4 安全・安心でやすらぎのあるまち

I 環境・景観

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 自然環境を保護することは山地災害や水害の防止など、安全に暮らしていける環境の維持につながります。
- 本町は、郷部山丘陵や城山、木曽川など自然の豊かさが特徴の一つとなっており、住民等は、これらの自然を「まちの魅力」として観光や体力づくりなどに活かしています。
- 自然とのふれあいは心を豊かにするため、住民が自然とふれあえる場が求められています。
- アルゼンチンアリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物が、生態系や農作物等に悪影響を与えており、住民への意識喚起や対策を講じることが求められています。
- シニアクラブや「迫間川のホタルを守る会」など、住民による主体的な自然保護の活動が行われています。

【今後の方向性】

住民と協働し、自然環境を保全する活動に取り組むとともに、生態系や景観を守るための対策に取り組めます。

【主要施策】

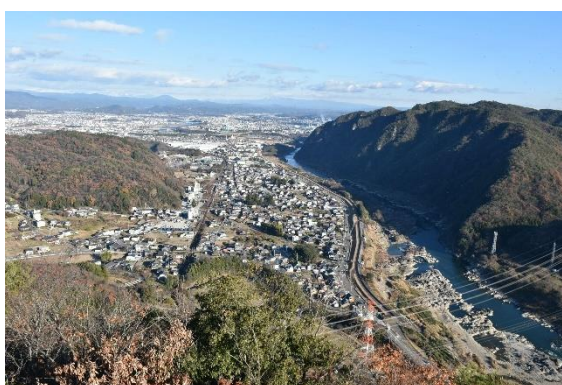
主要施策	主要施策の内容
自然環境を保全するための意識啓発及び活動の推進	・ アルゼンチンアリ、オオキンケイギクの駆除（防除）を実施し、地域固有の生態系の保全を進めます。
豊かな自然環境を活かした景観軸の形成	・ 町内の特徴である郷部山丘陵や城山、木曽川、田園風景などの豊かな自然環境を活かし、地域住民と協働による景観軸の形成を進めます。
公園・広場の整備促進	・ 住民や来訪者の憩いの場や自然とふれあえる場として活用できる里山や木曽川等の地形を活かした木曽川の森散策路、公園の整備の検討を進めます。
河川及び森林環境の保全・整備の促進	・ 住民による河川の清掃やホタルの保全活動等を支援し、自然環境への保全意識の向上を図ります。 ・ 生物多様性の保全や住民の生活環境保全のため、里山林の整備・管理を実施します。 ・ 猿啄城展望台登山道の管理を行い、機能維持に努めます。 ・ 中山道補完道においては、不要木の除去や東屋の設置を行い、住民が自然とふれあえる場を提供します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
特定外来生物の駆除(防除)の実施	回/年度	4	4	4	地域住民、事業所、ボランティアと協力した特定外来生物の駆除(防除)の実施回数
森林整備(間伐等)累計面積	ha	84.3	102.15	184.3	森林整備(間伐等)累計面積



オオキンケイギク駆除



坂祝のまち並み

2 廃棄物対策

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 国では、令和 6 年に「第六次環境基本計画」が策定され気候変動、生物多様性の損失及び汚染の「3つの危機」に直面しています。地球温暖化の原因である二酸化炭素は日常生活からも排出されており、本町でも二酸化炭素の削減に向け取り組み（エコチャレンジプラン）、環境負荷の総量削減と良好な環境の創出を目指します。
- 東日本大震災や福島原発事故の発生を契機に、持続可能な社会や再生可能エネルギーへの関心が高くなっています。公害問題を含め、住民や事業所、行政がともに意識を高め、環境に配慮した行動を推進していきます。
- ごみの資源化・リサイクル化に取り組み、ごみの減量化を推進していきます。
- 住民の周辺環境に対する意識は個人でバラつきがあり、ごみの野外焼却（野焼き）禁止の例外行為、猫への餌やり等によって、一部の地区では住民間の軋轢（あつれき）が生じていること、また、ごみの放置や不法投棄等がみられるなど、ごみ出しマナーの徹底が課題となっています。

【今後の方向性】

行政、事業所、住民がともに地域の環境に関心を持ち、ごみの分別や減量、公害対策等の環境美化活動を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ごみ減量化の推進	・可燃ごみの減量化に向け、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、枝葉粉碎機の活用を促進します。
ごみの出し方に関する指導の徹底	・衛生監視員による収集場所の清掃及び管理・指導、ポスターやシール等を活用した啓発、多言語による通知により、ごみ出しに関する情報やマナーの周知・徹底を図ります。
リサイクルの推進	・循環型社会の形成のため、可能な限りリサイクルするよう啓発するとともに、リサイクルしやすい環境づくりを推進します。 ・リサイクル可能な資源の収集量に応じた奨励金などにより、資源物回収を促進します。
環境教育の推進	・ごみ処理施設等の見学や講座ツアーを実施することで、住民やこどものごみ処理についての理解を促進します。

主要施策	主要施策の内容
環境の負荷の低減に向けた取り組み	・ 市内の物品購入にあたって、リサイクル品など環境に配慮したものを購入します。 ・ 施設の整備や改修にあたっては、環境への負荷の低減に配慮した整備を行うなど、公共施設へのクリーンエネルギーの導入を検討します。
公害調査の実施	・ 水質、騒音、振動、悪臭などの監視・測定を実施するとともに、事業所への立入調査や指導を行います。
家庭や地域における環境マナーの定着	・ 野焼きの現状を把握するとともに、意識啓発に取り組み、快適な生活環境の維持に努めます。 ・ ごみ捨てマナー向上のため、看板・広報・回覧等でのマナー啓発、個人への働きかけを行います。 ・ ペットの飼い方のマナー向上のため、飼い犬登録や狂犬病予防注射接種の実施、看板・広報・回覧等でのマナー啓発、個人への働きかけを行います。
地域における清掃活動の促進	・ ごみ袋の提供などを通じ、自治会やボランティア団体の清掃活動を支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
可燃ごみ排出量	g/日	425	431	345 (385)	1人あたりの1日の生活系可燃ごみ排出量
公害苦情受付件数	件/年度	6	6	3	公害に関する苦情の受付件数

※ () 内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



ごみ分別アプリ

3 消防・防災・救急

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、住民の防災に対する意識が高まっています。東日本大震災・能登半島地震による甚大な被害を踏まえ、地域の防災体制の強化が求められています。
- 令和3年5月の「災害対策基本法」の改正により、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人たちに対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために「避難行動要支援者名簿」に加え「個別避難計画」の作成が努力義務化されており、今後も継続して作成を進めていきます。
- 「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町国土強靱化地域計画」に基づいて地域の防災体制を整備しており、災害時の情報伝達については多様な手段で迅速に行っています。また、各種計画に基づき、災害リスクを軽減するための施設整備を推進しています。
- 地域の防災組織として、消防団や各自主防災組織が活動しています。また、自主防災組織ごとに防災倉庫を設置し、防災用備品管理等が行われています。

【今後の方向性】

各種計画に基づき、ソフト・ハード両面で災害に強いまちづくりを推進するとともに、“減災”の考えを踏まえ、住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を強化します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
総合的な防災・災害時対策の推進	・国や岐阜県の方針、計画を踏まえ、「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町国土強靱化地域計画」に基づき、住民の防災意識の向上にかかわる支援や災害時の岐阜県との連携を強化します。
防災・災害時対策に関する広報の強化	・災害時に住民や行政間で直ちに情報を伝達できるよう、J-ALERTや同報系防災行政無線、移動系無線の維持・管理及び更新を行います。 ・同報系防災行政無線に関しては、各世帯に貸与している戸別受信機のデジタル化を全世帯に進めます。
地域における消防・防災活動の促進	・消防団員の確保に努めるとともに、消防操法大会の訓練を通じ、消防団における消防技術の向上を目指します。 ・消防活動を通じ、火災予防の知識と防火思想の普及啓発を進めます。
消防・防災施設の整備や器具の配備	・消火栓や防火水槽、セーフティータワー等の設備や消防団の車両等の設置・配備により災害に備えます。 ・非常食の備蓄や避難所への備品の配備などを計画的に行います。

主要施策	主要施策の内容
避難行動要支援者対策の推進	・「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、避難行動要支援者名簿の作成や、本人同意を踏まえた避難行動要支援者の台帳（避難計画）を整備します。
避難施設の耐震化の促進	・避難場所となる公民館や集会所の耐震化を推進し、安心して避難できる場所を確保します。
住宅の耐震化の促進	・木造住宅耐震診断を推進し、耐震強度不足の建築物について耐震化や除却を促進します
交通インフラの耐震化の促進	・災害発生時に孤立集落の発生や、輸送道路の交通を確保するため、橋梁等の構造物の点検、耐震化を進めます。
空き家対策の推進	・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を進めます。
雨水貯留浸透施設の設置促進	・雨水の再利用及び地下水の涵養を推進するため、「坂祝町雨水貯留浸透施設設置補助金」をPRし、雨水貯留浸透施設の設置を促進します。
河川防災拠点の整備	・河川防災意識の醸成及び災害時における災害復旧などを迅速に行う拠点としての施設整備を検討します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	人/年度	19	13	20	個別支援計画を作成した人数 ※対象者：ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者、要介護認定者など
耐震診断の実施件数	件/年度	0	1	30	耐震診断を実施した一般住宅の件数
雨水貯留浸透施設補助件数	件/年度	2	0	5	雨水貯留浸透施設補助件数



2020.7.8 豪雨災害



消防操法大会

4 防犯・交通安全

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 地域への帰属意識の薄れやライフスタイルの多様化により、地域コミュニティが持っていた犯罪防止機能が低下しています。
- 近年、悪質商法やインターネットを介したトラブル等、多様化・複雑化した消費者被害が多発しています。
- 地域の防犯組織として、地域安全指導員や地域学校安全サポートチームが活動しており、見守り等を行っています。
- 犯罪抑止のため、町内に防犯カメラを設置しています。
- 本町の交通事故件数は減少傾向にありますが、幹線道路の整備を踏まえ、町内の道路環境の安全性を確保する施設整備等が必要となっています。
- 本町では、交通安全対策協議会の開催や町内全域における交通安全運動などの交通事故防止の取り組みを実施しています。
- 幹線道路の整備に伴い交通量の増加が見込まれるため、こどもに対する交通安全教育を強化する必要があります。
- 地域学校安全サポートチームが、通学路の安全を確保するため、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会事務局と連携し、通学路の点検を年1回実施しています。
- 住民一人ひとりの交通ルールやマナーに対する意識を高め、特に高齢者やこどもが事故に巻き込まれないよう対策を講じることが大切です。

【今後の方向性】

住民の防犯意識を高めるとともに、様々な機関や地域と連携することにより、また、こどもたちを事件・事故から未然に防ぐため、地域ボランティア等と連携することにより、犯罪のない安全に暮らせるまちづくりを進めます。

住民に交通ルールの遵守を呼びかけるとともに、交通事故が起こりにくい道路環境の整備を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
警察との連携の強化	・岐阜県警が実施する安全・安心メールの活用や、犯罪に関する情報交換等、警察や地域と連携した犯罪対策を実施します。
防犯教育の推進	・警察などと連携した情報交換や防犯啓発活動、犯罪対策を行うことで、住民の防犯意識を高めます。
防犯設備の整備	・LED に更新した防犯灯の管理を行うとともに、地域の要望に応じ、設置要綱の基準に基づいて防犯灯を設置します。

主要施策	主要施策の内容
消費者相談の受入体制の整備	・消費者トラブルを防止するための消費者への啓発や、広域消費生活相談室での相談や問題解決のための助言等を行います。
防犯教室	・地域学校安全サポートチームでは、保育所・認定こども園・幼稚園において防犯教室を開催し、こどもの安全対策を推進します。
地域でのこどもの見守りの推進	・不審者発生時などの避難場所として「子ども110番の家」への登録を促進し、安心して通学できる環境づくりを進めます。 ・不審者情報の迅速な共有と、保護者やこども自身の防犯意識を高めるため、アプリによる情報配信システムを活用します。
学校と地域が連携したこどもの安全確保	・「地域学校安全サポートチーム」などのボランティアと連携し、各種安全教室の開催や児童生徒の見守り活動を行い、安全な登下校の環境をつくりまします。
防犯カメラ設置	・犯罪の防止や抑止及び治安維持の促進を図り、もって児童生徒の登下校など地域住民の安全安心を確保します。
地域における交通事故防止に向けた活動及び交通安全教育の促進	・警察と協力して、交通安全対策協議会や交通安全協会などと連携し、幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。
交通安全施設の整備	・町内の道路環境の変化を踏まえ、各自治会や住民の要望を集約し、交通安全施設の整備を進めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
交通事故件数	人/年	23	12	15	人身事故の件数
地域学校安全サポートチーム会員数	人	49	48	50	「地域学校安全サポートチーム」として参加するボランティア会員数



交通安全教室



防犯教室

基本目標 5 快適で便利なまち

1 道路・公共交通

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 国道 21 号坂祝バイパス、国道 248 号バイパスの整備により、交通アクセスが向上し、便利な住民生活や活発な企業活動につながっています。一方で、交通網の変化に対応していくため、その他の道路交通網の整備が必要となっています。
- 転出者アンケート結果では、交通の不便さを本町への不満としてあげている人が多かったため、町内の交通機関の拡充や新たな交通手段の確保を検討し、利便性の向上を図る必要があります。
- コミュニティバスは利用者のほとんどが高齢者です。利用者数減少に伴い 29 人乗りのマイクロバスから 14 人乗りハイエースに変更し、年間延べ 1 万人が利用しています。また、デマンドタクシーの運行も行っており、町の規模や財政状況を考慮し、住民や利用者の声を聴いて、町にあった公共交通にしていく必要があります。

【今後の方向性】

幹線道路の整備を踏まえた円滑な交通環境の整備を進めるとともに、公共交通の利便性を高めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
幹線道路の整備	・町内の交通の利便性を高めるため、県道改良を推進するとともに、国道 21 号坂祝バイパスや国道 248 号バイパスの整備を踏まえた道路網の再検討・町道の整備を推進します。
生活道路の整備	・町道及び県道側溝の補修や生活道路のバリアフリー化を推進し、住民が利用しやすい道路を整備します。
住民による道路管理の促進	・身近な生活道路を住民が自主的に補修することに対して、支援を行います。
効率的な公共交通の実施	・住民のニーズを把握し、誰もが利用しやすい公共交通を検討します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
町道の改良	m	93,060	93,972 (R5 年度時点)	98,252	改良延長の距離
コミュニティバスの 利用者数	人/年 度	20,424	10,825	22,000	コミュニティバスの延べ利 用人数
商工業等集積利用 地域整備箇所数	箇所	0	0	1	国道 248 号バイパスや国道 21 号坂祝バイパス周辺に整 備した商工業利用が可能な 地域



R2 年度ほぎもんバス小型化



国道 248 号バイパス

2 住宅、移住・定住

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 本町では、幹線道路の整備などにより道路周辺地域において住宅の増加が見込まれます。
良好な居住空間を維持できるよう、計画性のある住環境の整備を進める必要があります。
- 住民同士が交流できる場を設けることで、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進しています。
- 転入者に対する住宅情報等の適切な発信をはじめ、町内の空き家や空き地を有効活用するため、情報収集や情報発信を適切に行っていく必要があります。

【今後の方向性】

各種都市計画に基づく良好な住環境の整備や移住・定住につながる情報発信を行い、住み続けたい・住んでみたいと思える明るい居住環境をつくれます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
住環境の整備	・各種都市計画に基づき、秩序ある都市施設の整備及び土地利用を推進します。 ・公共事業の円滑化、将来の境界紛争の予防のため、地籍調査を推進します。
新しく人を呼び込む基盤の整備	・空き家バンクのホームページなどを通じ、移住・定住につながる空き家や空き地の情報発信を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
地籍調査実施面積	km ²	1.14	1.35	1.73	調査完了面積
空き家バンクの登録数	戸	1	5	10	空き家バンクへの延べ登録数
空き家の活用数	戸	0	1	5	活用した空き家の延べ戸数

空き家バンクホームページ



3 上水道・下水道

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 水は私たちの生活を維持するために必要不可欠であり、安全な水を安定的に供給することは行政の重要な役割となっています。本町の人口に対応できる水道水の確保が必要となっています。
- 本町は、県営水道（山之上新水場）より水を購入しており、上水道の整備は概ね完了しています。
- 多くの水道施設が一斉に老朽化を抑え、安全・安心な水の安定供給を持続するため、ダウンサイジングを含めた計画的な施設更新・整備の実施が必要となっています。
- 下水道及び農業集落排水の整備は概ね完了しており、今後は老朽化を抑える施設の点検調査を行い適切な維持管理及び幹線管路の耐震化の必要があります。
- 幹線道路の整備による周辺地域の土地開発や災害時に備えた対策など、必要に応じた更新や維持・管理が必要となっています。

【今後の方向性】

安全で良質な水を安定的に供給するとともに、衛生的な排水処理を行うことで、住民の快適な生活環境の維持・向上を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
上水道施設の整備・維持管理	・上水道施設の維持・管理を行います。 ・地震等災害時に備え、老朽管の更新等の耐震化を進め、ライフラインを確保します。 ・将来の水需要に対して適正な施設更新を計画します。
下水道の計画的な整備と適切な排水処理の推進	・公共下水道の維持管理を計画的に行い、衛生的な排水処理と健全な運営管理を進めます。 ・処理施設の定期的な点検や老朽化に対応した修繕、マンホールの修繕等、適正な維持管理を行います。 ・平成8年以前の幹線管路の耐震化を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
上水道耐震化率	%	23.14	51.8	74.2 (55.91)	基幹管路における耐震管の割合
下水道水洗化率	%	95.6	95.54 (R5 末時点)	100	公共下水道整備区域内の水洗化人口割合

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
下水道水洗化率	%	88.4	90.24 (R5 末時点)	100	農業集落排水整備計画区域 内の接続人口割合
(新規) 下水道 幹線管路の耐震化率	%	-	25.4	27.1	避難所等の重要施設から下 水処理場直前の最終合流地 点までの下水管路

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

I 地域間交流・多文化共生

【現状・課題】（R6・7年度現在）

- 時代の流れとともに地域のつながりが薄れ、まちづくりにおいても NPO やボランティアの主体的な活動は重要な役割となっていることから、NPO やボランティアが主体的につながり、地域の活動を広げていくことが重要です。
- 本町は、社会福祉協議会によりボランティア活動の支援や活動者の育成が行われており、多くの団体がボランティア団体連絡協議会に登録しています。しかし、どの団体においても会員数の減少や高齢化・固定化、役員不足などが課題となっています。
- まちづくりや福祉、環境分野など、複雑化する地域の課題解決のため、NPO やボランティア活動が促進され、住民同士の交流の活発化につなげていく必要があります。
- 国際化の進行により日本の人口における外国籍住民人口は年々増え、地域の身近な環境で外国人と接する機会が増えています。外国籍住民に対する地域生活の支援や、住民の多文化理解の促進、国際社会に適応できる意識づくりが求められます。
- 本町の総人口に対する外国籍住民人口割合は全国的にみても高い割合にあります。学校や職場でのかかわりがみられる一方、地域での交流や自治会加入は一部に限られており、積極的な交流が求められます。

【今後の方向性】

住民が地域の担い手としての意識の醸成を図り、NPO やボランティア活動を促進することで地域の交流や活性化を図ります。

住民の多文化理解を促進し、活発な交流を推進することで、外国人も暮らしやすい多文化共生の環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ボランティア活動の活性化	・社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア団体との連絡・調整を図り、活動場所の確保、情報の発信、ボランティア活動の強化、連携の促進に努めます。
NPO などとの連携	・まちづくりに取り組む住民団体（NPO やボランティア団体）との連携により、住民活動の拡充や地域の活性化を図ります。
多文化共生社会づくりに向けた意識啓発・相互理解の推進	・外国籍住民向けの講座の開催や、日本人向け多文化理解教室、外国籍住民による日本人向け語学講座などを開催し、多文化共生のための意識啓発や住民相互の理解を深めます。

主要施策	主要施策の内容
多言語による相談・情報提供の実施	・「坂祝町定住外国人自立支援センター」において、外国籍住民への相談業務やメールによる情報提供を行います。
外国籍住民との交流機会の充実	・公民館まつりやその他のイベントなどで、町内在住の外国籍住民との交流を深めるとともに、新たなイベントの開催などについて検討を進めます。
多文化共生活動の推進	・坂祝町コミュニティ・スクールにおける多文化共生委員会を中心に、多文化共生活動を推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
ボランティア団体数	団体	29	23	30	坂祝町ボランティアセンターの登録団体数
公民館まつりなどのイベントへの外国籍住民参加者数	人/年度	15	測定不可	指標取消	公民館まつりなどのイベントへの外国籍住民の参加者数



日本語教室

2 人権尊重・男女共同参画

【現状・課題】（R 6・7年度現在）

- すべての人が人権を尊重され、互いに協調し合うことは、一人ひとりが個性を活かして豊かに生きるための大切な要素です。近年では国際化、情報化、高齢化等に伴って権利尊重にかかわる新たな課題も出てきており、本町でも人権意識を高め、取り組みを進めていく必要があります。
- 性別にかかわらず、それぞれが個性と能力を発揮できる社会を築いていく男女共同参画社会を実現するには、性別による役割分担意識を変えていく必要があります。
- 人権や男女共同参画に関する意識の啓発や人権相談体制の構築を進めています。

【今後の方向性】

住民の人権に対する意識や関心の向上を図り、性別や年齢を問わず誰もが認められ、活躍できるまちづくりを推進します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
人権に関する意識啓発	・人権に関する意識を高めるため、人権講演会や各種イベントの実施及び啓発活動を推進します。 ・幼少期からの意識啓発に向け、人権紙芝居等を実施します。
人権侵害などに関する相談の実施	・人権擁護委員による人権全般に関する相談を定期的の実施します。
男女共同参画に関する意識啓発の実施	・男女共同参画に関する講座・研修を通じて、男女共同参画の意識浸透や知識の定着を図ります。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
男女共同参画に関する研修や啓発活動の実施数	回/年度	1	2	2	男女共同参画に関する学習機会の実施数
町職員の管理職(係長以上)への女性任用率	%	12.5	25.8	25	町職員の係長以上人数に占める女性の率

3 コミュニティ

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 本町では、自治会や地域の団体により地域行事等が行われており、それぞれの地域の特色に応じて活動しています。近年は自治会加入者が減少しており、地域の活力や自治機能等が低下しています。
- 地域の課題や取り組みを自治会が認識し、地区ごとに課題解決に向けた活動を行う体制づくりが必要です。
- 住民一人ひとりが地域をつくる担い手であることや、地域のつながりの重要性等を再認識することで、協働のまちづくりを推進することが求められています。

【今後の方向性】

住民のコミュニティ意識の向上に働きかけ、自治会等の活動を啓発・支援することで、“地域の課題を地域で解決できる”まちづくりを進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
自治会活動の活性化	・地域コミュニティの活性化に向け、より継続性のある自治会活動に関する支援を強化します。
地域活動・地域行事の開催支援	・地域開催の特性を活かし、対象者へのきめ細かい呼びかけや、特徴ある充実した敬老会等の開催を支援します。
地域住民の自主的な地域活性化の支援	・住民主体で行う地域の活性化につながる活動に対し、補助金を交付します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
自治会加入率	%	60.2	56.5	56 (62.0)	全世帯に占める自治会に加入している世帯の割合 ※3,593 世帯(令和7年4月現在)
地域活性化補助金 支給件数	件/年 度	4	0	5	地域活性化に資する地域活動・地域行事を実施する団体への補助件数

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

4 住民参画・協働

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 福祉分野や環境分野等、地域で解決すべき課題は複雑化しています。行政単独での対応が難しいため、住民が積極的にかかわり、互いに連携して、まちづくりを進めていくことが求められています。
- 公募委員の募集や住民がまちづくりの提案ができる制度など、住民が行政参加できる機会を設け、充実させていく必要があります。
- 住民が行政に関心を持ち、魅力ある地域をつくるために、まちづくりに参画する意識を醸成することが大切です。

【今後の方向性】

行政が住民活動に参加できる機会や、住民が行政にかかわれる機会や場を設置し、住民協働のまちづくりを推進します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
まちづくりに関する提案の募集	・まちづくりに関する意見や提案を住民が発言できる仕組みをつくり、計画、政策形成に活かせる体制を整えます。
地域活動の支援	・地域のリーダー発掘などを支援し、地域が自立して継続した活動ができる体制づくりを目指します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
地区サポーターの 自治会活動参加回数	回/年 度	12	0	20	地区サポーターが担当自治会の会議やイベントなどに参加した回数
住民とのタウンミーティングの開催回数（新規）	回/累 計	-	-	10	町長と町民との対談

5 行政運営

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 住民が安心して暮らし、地域の様々な活動にかかわっていくには、行政情報が的確に得られることや住民の声が行政に届く仕組みが必要です。
- マイナンバーカードの普及促進により、行政の個人情報の取り扱いに関して、より一層の意識強化が必要になります。
- メールや広報誌、行政無線などを通じてまちの情報を発信しています。また、住民の意見を収集する場を設置し、住民ニーズの把握に努めています。
- 年齢や障がい、国籍等を問わず、誰にでもわかりやすい情報提供体制を整備する必要があります。
- 行政ニーズや地域課題の複雑化、情報技術の向上に伴う生活の変化など、自治体では対応できない問題が時代の流れとともに起きています。
- 「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づいて広域で定住促進を進めており、様々な分野において、圏域を形成する市町村と連携した事業を推進しています。
- 全国的な人口減少や地方創生の動きを踏まえ、企業や住民との協働を図りながら、圏域での連携を強化し、さらなる行政サービスの効率化や圏域全体の魅力向上に取り組むことが必要となっています。

【今後の方向性】

住民の生活の利便性の向上と住民参画を促進するため、多様な媒体による行政情報の発信・公開と住民意見の収集、個人情報の適切な取り扱いを推進します。

「みのかも定住自立圏」の構成自治体や他市町村と、広域のスケールメリットを活かした交流や事業を展開します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ICT を利用した情報提供体制の整備	・ ホームページ、メール、SNS、スマートフォン向けアプリなどを利用した行政情報の提供体制の整備や、住民の情報入手に対する利便性の向上と充実を図ります。
広報誌の充実	・ わかりやすく見やすい「広報さかほぎ」を目指し、必要な情報を的確に届けます。
広聴機会の拡充	・ 町内に設置してあるご意見箱などによる意見収集を継続して実施します。 ・ パブリックコメント制度を通じ、広く住民の意見を収集します。 ・ 地区のサポーター制度を継続し、自治会活動への参加を通じて、住民の意見を聴取します。

主要施策	主要施策の内容
個人情報保護と住民への情報公開に向けた意識の向上	・マイナンバー制度を踏まえ、個人情報の取り扱いに関する職員の意識を高めるとともに、適切な情報公開を行うことで、住民との行政情報の共有を図ります。
定住自立圏構想の推進	・「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域の市町村との連携のもと事業を推進します。
近隣市町村との連携強化	・可茂地域をはじめとする近隣市町村や木曽川流域の自治体などと連携し、行政サービスの向上や観光の振興を図ります。
官学連携の推進	・大学等との連携を図り、相互の発展に寄与する事業を展開します。 ・「坂祝町総合戦略」の推進にあたり、産業界や教育機関・金融機関・労働団体・メディアなどの意見を取り入れます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
「みのかも定住自立圏」での連携事業数	事業	1	0	2	「みのかも定住自立圏」における坂祝町提案事業の連携事業数
官学連携事業数	事業/年度	1	4	2	官学連携で実施した事業数



町ホームページ

6 財政運営

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 国の財政は、高齢化の進行等により社会保障費が増加する一方、都市部への人口集中による地方の少子化や人口減少により地方の税収は減少しており、厳しい財政状況が課題となっています。
- 本町では、効率的な財政運営に努めてきましたが、社会保障費の増加や人口減少などにより今後も厳しい財政状況となることが見込まれ、自主財源の確保や費用対効果を考慮した経費節減を図ることが重要となっています。
- 地方公会計制度、総合行政情報システムの活用により、財政の透明化と事務事業の効率化を図っています。
- 持続可能で安定的な行政運営を行っていくには、町税の収納率向上や適切なサービス利用等において、住民の理解を促進し、協働することが必要となっています。

【今後の方向性】

町の財政運営の健全化に努めるとともに、国・県補助金やふるさと納税などによる新たな財源確保に努めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
新たな財源の確保	・ふるさと納税の返礼品の開拓を進め、新たな財源確保を行います。
効率的な財政運営	・各事業の効率や効果の検証、地方公会計制度による財務諸表を利用した分析などを行い、効率的な財政運営を行います。 ・公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な起債や基金積み立てを行い、健全な財政運営を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
ふるさと納税寄付額	千円/年度	19,767	8,089	50,000	ふるさと納税による寄付額

7 人材育成

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 行政改革により公務員の削減等が進む一方、地方創生や住民ニーズの多様化・複雑化により自治体職員の資質や能力の向上が求められています。
- 職員の専門性や意欲の向上のため、研修への派遣や人事交流、適正な人事評価制度の導入に取り組んでいます。
- 限られた職員数で住民が安心し、満足できるサービスを提供できるよう、職員一人ひとりが知識や専門性、サービスの質の向上を図ることが求められています。
- コロナ禍により減少していた対面研修への参加について、Web 研修への参加も含め今後の参加体制の検討が必要となります。

【今後の方向性】

住民の多様なニーズに対応した、質の高い行政サービスを提供できる人材を育成します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
人材育成・職員研修の充実	・職員研修（集合研修・個別研修など）への派遣等を行うほか、Web 研修も利用した多種多様な研修受講により職員の知識や意識の向上を図ります。
人事交流等の実施	・近隣市町村等との人事交流や職員派遣制度の利用などにより、職員の質の向上を図ります。
人事評価制度による活力ある組織づくり	・職員が業務に取り組む意識の高揚を図れるよう、人事評価制度を実施します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 （当初値）	令和6年度 （現状値）	令和12年度 （目標値）	測定（取得）方法 及び設定の考え方
職員研修への参加者数	人/年度	283	197	300	研修参加者の延べ人数

資料編

坂祝町第7次総合計画中間見直しの経過

実施日	内容
令和7年2月～4月	各課計画見直し
令和7年6月	第1回第7次総合計画・総合戦略中間見直し審議会
令和7年8月	第2回第7次総合計画・総合戦略中間見直し審議会

坂祝町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属等	氏名	備考
坂祝経済クラブ会長	堀野 義夫	会長
坂祝町教育委員代表	古田 博英	副会長
中日本自動車短期大学事務局長	木下 茂	
めぐみの農協坂祝支店長	吉澤 達哉	
岐阜新聞社美濃加茂総局	土屋 健一	
民生委員児童委員協議会会長	浦田 伸司	
坂祝町シニアクラブ連合会長	小寺 忠	
坂祝町自治会長会長	小島 英則	
坂祝町商工会会長	竹内 浩一	
鈴木法律事務所	鈴木 友美	
大垣共立銀行美濃加茂支店長	竹山 泰仁	
十六銀行美濃加茂支店長	山田 英人	

坂祝町第 7 次総合計画

2021（令和 3）－2030（令和 12）年度

発行：坂祝町 企画課

住所：〒505－8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46－18

T E L：0574－66－2411 F A X：0574－27－1808

発行年月日：2021（令和 3）年 3 月

2026（令和 8）年 3 月 改定